

令和6年3月和水町議会第1回定例会会議録

令和6年3月6日和水町議会第1回定例会を議場に招集された。

1. 令和6年3月6日午前10時00分招集

2. 令和6年3月6日午前10時00分開会

3. 令和6年3月6日午後2時35分散会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(11名)

1番 亀崎清貴	2番 千々岩 繁	3番 木原泰代
4番 荒木宏太	5番 白木 淳	6番 齊木幸男
8番 竹下周三	9番 秋丸要一	10番 笹渕賢吾
11番 坂本敏彦	12番 高木洋一郎	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	有働和明	書記	鴨川奈々
-------	------	----	------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	石原佳幸	教 育 長	米田加奈美
総務課長	石原康司	地域振興課長	野田敏治
建設課長	中嶋啓晴	税 務 課 長	大山和説
住民環境課長	中原寿郎	まちづくり課長	坂口圭介
保健子ども課長	宇野貴子	福祉課長	前田洋子
農林振興課長	上原克彦	農業委員会局長	池上圭造
学校教育課長	鍋島忠隆	社会教育課長	益永浩仁
特養施設長	前渕康彦	病院事務部長	高木浩昭
会計管理者	松尾 修		

12. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5	常任委員長報告
日程第6	議案第4号 和水町課設置条例の一部改正について
日程第7	議案第5号 和水町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について
日程第8	議案第6号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第9	議案第7号 和水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第8号 和水町介護保険条例の一部改正について
日程第11	議案第9号 和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について
日程第12	議案第10号 和水町営住宅管理条例の一部改正について
日程第13	議案第11号 和水町簡易水道条例の一部改正について
日程第14	議案第12号 和水町教職員住宅設置条例の廃止について
日程第15	議案第13号 和水町春富コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の制定について
日程第16	議案第14号 和水町春富コミュニティドーム設置及び管理に関する条例の制定について
日程第17	議案第15号 和水町春富コミュニティ広場設置及び管理に関する条例の制定について
日程第18	議案第16号 和水町緑コミュニティドーム設置及び管理に関する条例の制定について
日程第19	議案第17号 和水町春富集会センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
日程第20	議案第18号 和水町社会体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第21	議案第19号 和水町金栗四三の生家施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第22	議案第20号 令和5年度和水町一般会計補正予算（第8号）
日程第23	議案第21号 令和5年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）
日程第24	議案第22号 令和5年度和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）
日程第25	議案第23号 令和5年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）
日程第26	議案第24号 令和5年度和水町春富財産区特別会計補正予算（第1号）
日程第27	議案第25号 令和5年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）
日程第28	議案第26号 令和5年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

日程第29	議案第27号	令和5年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第30	議案第28号	令和5年度和水町病院事業会計補正予算（第5号）
日程第31	議案第29号	令和6年度和水町一般会計予算
日程第32	議案第30号	令和6年度和水町国民健康保険事業会計予算
日程第33	議案第31号	令和6年度和水町介護保険事業会計予算
日程第34	議案第32号	令和6年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算
日程第35	議案第33号	令和6年度和水町春富財産区特別会計予算
日程第36	議案第34号	令和6年度和水町後期高齢者医療事業会計予算
日程第37	議案第35号	令和6年度和水町簡易水道事業会計予算
日程第38	議案第36号	令和6年度和水町下水道事業会計予算
日程第39	議案第37号	令和6年度和水町病院事業会計予算
日程第40	議案第38号	和水町行政不服審査会条例の廃止について
日程第41	議案第39号	熊本広域行政不服審査会の共同設置について
日程第42	議案第40号	指定管理者の指定について（和水町放課後児童クラブ施設）
日程第43	議案第41号	工事請負変更契約の締結について
日程第44	議案第42号	町道の路線廃止について
日程第45	議案第43号	町道の路線認定について
日程第46	議案第44号	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
日程第47		陳情等の委員会付託について

開会 午前10時00分

○議長（高木洋一郎君） 御起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

ただいまから、令和6年第1回和水町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高木洋一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、8番 竹下周三君、9番 秋丸要一君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（高木洋一郎君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から３月15日までの10日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から３月15日までの10日間に決定しました。

日程第３ 諸般の報告

○議長（高木洋一郎君） 日程第３、諸般の報告を行います。

令和６年第１回和水町議会定例会の開会に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私極めて御多忙のところ御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出された諸議案は、条例17件、補正予算９件、当初予算９件、その他６件、人事案件３件の計44件であります。

この諸議案については、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決に達せられるよう、切望してやまない次第であります。

なお、本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条の規定により、町長以下、教育委員会の説明員の出席を要請しております。

また、12月定例会以降の主な行事及び地方自治法235条の２第３項の規定に基づき報告を受けた、本町の一般会計、特別会計、公営企業会計の出納検査の状況は、別紙にて、お手元に配りましたとおりです。

以上で、諸般の報告を終わり、開会の挨拶とします。

日程第４ 行政報告

○議長（高木洋一郎君） 日程第４、行政報告及び施政方針を行います。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 皆様、おはようございます。

（おはようございます。）

町長の石原でございます。令和６年第１回和水町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては御多用の中、御出席を賜り誠にありがとうございます。町民の皆様におかれましても、平素より町政に関心をお寄せいただいておりますことに敬意を表し、心より感謝申し上げます。

それでは、定例議会に当たり、行政報告並びに令和６年度に向けての施政方針を御説明いたします。

初めに、１月１日に発生しました令和６年能登半島地震により、お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災されました全ての皆様にお見舞申し上げます。

現在もなお、約１万人以上もの方々が避難生活を余儀なくされております。一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

現在、熊本県対口支援チームの一員として、昨日から、石川県輪島市へ職員2名を派遣しております。今後も、引き続き、被災地の支援を行ってまいりたいと思います。いどこで起こるか分からない自然災害に備え、「災害に負けないまちづくり」の推進にさらに力を入れ、取り組んでまいります。

また、昨年は新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられ、コロナ禍から本格的に動き出した年となりました。町内においても各種イベントが通常どおり開催され、町内外からたくさんの方々に御参加いただき、町に活気が戻りつつあると感じています。

しかし、世界的なコロナ渦の状況は落ち着いたものの、ロシアとウクライナの戦争状態の長期化や中東ガザ地区におけるパレスチナとイスラエルによる紛争など、依然として、世界において不安定な状況が続いています。

国内におきましては、これらを背景に円安や物価高、原油高、資材高騰など、国民生活に大きな影響を及ぼしています。

このように大変厳しい社会情勢の中ではありますが、周囲の状況に臨機応変に対応し、町民の皆様安心して暮らしていただけるよう、各種施策を推進してまいりますので、今後とも、引き続き、御理解、御協力をよろしくお願いします。

それでは、令和5年第4回定例会以降の主な行政報告を申し上げます。

まず、昨年末12月27日から30日までの4日間、和水町消防団による年末警戒が実施され、初日の年末警戒出発式及び規律の遵守に参加し、活動状況を拝見いたしました。

また1月7日には、和水町消防出初式を開催し、当日は晴天に恵まれ、4年ぶりとなる玉落とし競技も開催することができ、盛会のうちに終了することができました。

和水町消防団の皆様には日頃より、地域の防災活動や行事などに御尽力をいただいておりますことを、この場をおかりして厚く御礼を申し上げます。

次に、2月5日には議会の模擬体験を通して、議会制民主主義への理解を深めること、また、町政に対する関心を高め、ふるさと和水を誇りに思う心を育むことを目的に、子ども議会を初めて開催しました。

一般質問では、人口減少問題や林野の活用、観光資源など、中学生ならではの鋭い視点での質問や提案に、皆さんの和水町への関心の高さや郷土愛を感じることができ、大変、心強く感じたところです。

提案いただいた内容を真摯に受け止め、和水町のさらなる発展のために、今後の町政運営に生かしてまいりたいと考えています。

次に、2月11日には第47回目となる戦国肥後国衆まつりを開催し、天候に恵まれ、そして多くの皆様に御来場いただき、盛会のうちに終了することができました。

刀狩令の発端となった日本の歴史上において重要な施術を郷土の誇りとして広く伝えていきたいと改めて感じたところです。

次に、2月15日には、町民の方々との座談会を開催し、意見や提案を伺う機会を設けました。

今年度第1回となった今回は、3世代が集える公園をテーマに、参加者を募集し、5名の方に

御参加いただき、子育て世代が利用したいと思える公園への思いや提案など、様々な御意見をいただいたところです。

今後もテーマを変えながら座談会を開催し、そこで出た課題を、各種政策につなげていきたいと考えています。

そのほかの行事につきましては、お手元にお配りしております報告書にて御報告とさせていただきます。

次に、令和6年度の施政方針について説明します。

令和6年度は、第2次和水町まちづくり総合計画後期基本計画4年間の3年目に当たります。令和6年度においても、本計画を基に、「笑顔輝き魅力あふれる和水町」の実現に向け、各種施策に取り組んでまいります。

まず、和水町の財政について、各指標に基づく健全性は維持しており、危機的な状況ではありませんが、将来を見据えると楽観視できる状況ではありません。

しかし、魅力あるまちづくりを展開していくための財源の確保は必須であり、収入の確保と合わせ、これまでの事業の一つ一つを費用対効果と照らし合わせ、精査していく必要があります。将来を見据えて優先順位を判断し、町民の皆様への説明責任を果たしながら進めていく考えです。

今回、御提案申し上げております一般会計、特別会計、企業会計の各当初予算ですが、歳出全般にわたり細部まで検討を行い、必要性、費用対効果を検証し、経営の効率化、コストの削減を基本に歳出の抑制に努め、総合計画に沿った、予算の調製を行いました。

令和6年度一般会計当初予算は、国の緊急防災減災事業債を活用する体育館3施設の空調設備の整備の影響もあり、総額89億8,500万円となりました。前年度に比べて8億700万円、9.9%の増となります。また、5つの特別会計の合計は36億4,000万円となり、前年度比5,300万円、1.5%の増となりました。3つの企業会計の合計は18億3,700万円となり、前年度比1億4,700万円、8.7%の増となりました。

それでは、令和6年度の主な施策について、御説明します。

1点目、安心・安全に暮らせるまちです。

令和6年2月末現在、本町の人口は9,080人、高齢化率は43.1%となり、県内でも特に高い状況にあり、一方、若年齢・生産年齢人口は大幅に減少している現状です。高齢者の皆様の健康増進や医療体制の整備と併せ、若い世代が安心して子育てできる環境づくりに取り組みます。

高齢者福祉の推進として、令和4年度から特別養護老人ホームきくすい荘の建替えに着手しています。令和8年度の供用開始に向け、建築、実施設計、造成工事を実施します。

また、聴力機能の低下による様々な影響を予防し、高齢者の社会参加及び地域交流を支援するため、高齢者補聴器購入費用助成事業に取り組みます。

そのほか、令和3年より故障している町福祉センターのエレベーターの改修工事を行い、利用者の安心・安全な施設の利用に努めます。

次に、子ども子育て支援、児童福祉の推進についてです。

保健子ども課内に児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う子ども家庭センターを設置

します。併せて、子ども基本法に基づき、国が定める子ども大綱を勘案して、子どもや子育て当事者の意見を反映させた、町の子ども施策全般をまとめた和水町子ども計画の策定に取り組みます。

また、神尾保育園の乳児室において、小さな園児が安全で快適に過ごせる環境づくりとして、床暖房設備の整備を実施します。

次に、消防・防災、防犯、交通安全の推進です。

元日に発生した能登半島地震にも見られるよう、近年では全国各地で災害が発生し、甚大な被害をもたらしています。また、その後の避難生活における心身の疲弊等にも留意する必要があります。

いどこで起こるか分からない自然災害に備え、国の緊急防災減災事業債を活用し、令和5年度のスカイドーム2000に引き続き、指定避難所である和水町体育館、菊水小学校体育館、三加和小学校体育館への空調設備の整備を行い、災害時の避難環境の充実と併せ、近年の気温上昇による熱中症予防など、児童の教育環境の改善、利用者の環境改善に取り組みます。

また、犯罪抑止や安心・安全なまちづくりを進める観点から、公共施設や児童生徒の通学路への防犯カメラの設置を行います。

2点目、住みたくなる魅力のあるまちです。

本町の加速する人口減少、少子高齢化に向け、若者世代の移住定住を促進するため、令和5年4月から子育て応援プランとして、出生祝金の拡充、入学時祝金の創設、保育所の副食費、小・中学校の給食費の無償化、新築住宅みらい支援補助金等の拡充を行い、一人一人に寄り添い、切れ目のない子育て支援を開始しました。

そして、同年7月1日には、「子育てするなら和水町」をキャッチフレーズに「和水町子ども子育て応援宣言」を行い、町の子育ての取組を町内外に向けて、広く発信いたしました。

また、本町の豊かな自然環境や温泉、史跡や文化財等の魅力を町内外に発信するためのブランディング事業を開始し、ホームページやSNSを通して本町の魅力をたくさんの方々に知っていただく取組を始めました。

まず、移住定住の推進として、これまでの移住定住支援センターを基点とした空き家バンク事業やお試し暮らし事業を強化、継続するとともに、子育て応援プランを引き続き、実施し、切れ目のない支援を行い、移住定住者の増加につなげます。

次に、住環境整備の促進として、令和4年10月に開始した民間分譲宅地開発支援補助金、令和5年4月に拡充した新築住宅みらい支援補助金により、住宅建設への補助を引き続き、実施してまいります。

また、菊水地区、三加和地区にそれぞれ遊具を設置した公園を整備し、子育て世代をはじめ町民の皆様の憩いの場づくりに取り組みます。

次に、和水町の魅力、PR、情報発信として、令和5年度に実施しましたブランディング事業を継続し、新年度において、新たに動画を作成し、町の観光、歴史的資源、農畜産物などのPRを全国に向けて発信し、和水町の知名度向上、関係人口の増加、ふるさと納税のさらなる充実に

取り組みます。

3点目、活気あふれる個性豊かなまちです。

人口減少や高齢化の影響により、第1次産業をはじめ各産業が衰退傾向にあります。農林水産業においては、主要作物である米、ナス、ミカン等を中心に生産量上げる取組が求められます。さらに、安定して生産できるよう基盤整備や設備の導入、販路拡大の推進等が求められます。

商工業においても、事業所数、従業員数ともに減少傾向にあることから事業所数の維持、雇用の場の確保が必要となります。

また、T SMCの進出に伴う半導体関連の企業誘致にも力を入れ、取組を進めてまいります。

まず、農林水産業の振興として、基幹産業である和水町の農業を維持していくためには、農業従事者の確保が課題であり、若年層だけでなく50歳以上の方を農業に呼び込む必要があることから、セカンドライフ事業として、小規模で就農する経営体に支援を行います。

また、町民の皆様の生命財産を守るため、排水施設の整備として、板楠地区排水施設整備事業、菊水西排水機場ポンプ更新事業を実施します。

そして、新たな取組として、稼げる農林畜産業の実現を目指し、地域産品を使用した新商品の開発や販路拡大等の地域産品ブランディング事業に取り組みます。

次に、商工業の振興として、山間部である和水町は産業用地の適地が不足しており、条件の不利を補うため、産業用地の造成工事に対して補助を行い、平たん地とのギャップをできる限り解消し、民間投資の活性化を図りながら産業振興につなげられるよう、和水町産業用地造成補助事業に取り組みます。

また、地域産業の活性化を目指し、町内で新たに創業する事業者に対しての創業支援補助事業や町の魅力発信、認知度の向上を図るため、ふるさと納税返礼品の開発等に対して支援する和水町商品開発支援補助事業に取り組みます。

さらに、遊休施設の有効活用、地域課題の解決につなげていくため、旧春富小学校の空き教室を活用して、女性が活躍できるための企業誘致、将来世代が魅力を感じる企業誘致、地場企業との連携・イノベーション創出につなげる企業誘致の3つの視点による、サテライトオフィスの整備に取り組みます。

次に、観光の振興として、町の食べる、遊ぶなどの魅力ある素材を、全国に向けて広く紹介することで、認知度の向上や観光入込客数の増加、ふるさと納税の増加が図れるよう、観光PR動画及びパンフレットの制作に取り組みます。

4点目、未来を担う人材が育つまちです。

和水町は金栗四三氏をはじめとする著名なアスリートを多数、輩出しており、このような日本や世界で活躍する人材を育成するためには、充実した教育環境づくりが必要となります。併せて、金栗四三氏の生誕の地として、町内外にスポーツ振興の町として、広く発信していくことも必要であると考えています。

また、国指定史跡の江田船山古墳や田中城などの歴史的資源にも恵まれており、この貴重な文化財を保全・活用していくとともに、この価値を後世に伝えていく必要があります。

まず、教育環境の充実として、先ほど述べました、菊水小学校、三加和小学校の体育館に空調設備を整備し、児童の教育環境の充実を図ります。

また、菊水共同調理場に空調設備を整備し、給食調理員の業務環境の改善を図ります。

そして、令和5年度に開始した町内の小中学生が夢を持ちチャレンジ精神を育むことを目的としたアスリートや文化人による講演会「ナゴミ夢チャレンジトーク」について、継続して開催したいと考えています。

また、2月5日に初めて開催した子ども議会についても、中学生の町に対する考え、意見、提案などを伺い、町への関心の高さや郷土愛を感じるよい機会となりました。これについても、継続して開催したいと考えています。

次に、スポーツの推進として、国・県のスポーツ基本計画に基づいたスポーツ施策と現在のスポーツ環境に添った施設整備計画を展開するため、第2期和水町スポーツ推進計画の策定に取り組みます。

また、これまで実施している全国大会等出場補助金について、物価高や原油高による交通費高騰により、出場者の経済的負担が増加していることを考慮し、補助金を増額して出場者の支援を行う考えです。

社会体育施設の整備として、近年の気温上昇による熱中症予防などの利用者の環境改善を図るため、令和5年度に実施している、スカイドーム2000の空調設備整備に続き、和水町体育館の空調設備の整備を行います。

また、老朽化している町体育館の駐車場の整備、屋外トイレの改修、未整備のままとなっている第2グラウンドの有効活用を図り、町民の皆様のスポーツの普及につなげるため、スポーツ広場として活用できるよう設計業務に取り組みます。

次に、歴史文化の継承として金栗四三氏の生家については、新型コロナウイルスの影響により思うような活用ができていない状況でしたが、床下改修工事、屋根改修工事を経て、リニューアルオープンを予定しています。

金栗四三顕彰事業として、生家での金栗氏の遺品の展示、各種イベントの開催、銅像の建立に取り組みます。

また、令和5年度に実施した、中高生を対象とした箱根駅伝観戦ツアーについても、大会を肌で感じてもらい、新たな目標を持ついい機会となり、併せて、東京国立博物館での江田船山古墳の出土品の見学により、郷土への誇りを醸成するいい機会となったことから、引き続き、開催を行う考えです。

5点目、便利な生活と豊かな自然が共存するまちです。

住みやすい環境整備のためには、道路や河川の整備をはじめ上下水道等のインフラ整備、維持管理を計画的に行う必要があります。

また、公共交通の維持や地域の魅力づくり、活性化のための自然環境の保全など、良好な環境を次世代に引き継いでいく必要があります。

まず、道路網の充実、維持として、牧野小田線をはじめとする町道整備、河川の維持管理に取

ります。限られた財源の中、町民の皆様の安心・安全を第一に、優先度、緊急性、必要性などを勘案し、より効果的、効率的な整備に取り組めます。

また、国道や県道、河川の整備についても、引き続き、関係機関に事業の計画、実施を強くお願いしていきたくて考えています。

次に、自治体DXの推進として、令和5年11月に開始したマイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービス、町税や料金支払いをコンビニやスマートフォンでできる納付サービスに続き、町民の皆様の役場窓口での住民手続等の負担軽減を図るため、スマート窓口（書かない窓口）のシステムの導入に取り組めます。

また、行政情報の集約、一元管理、住民サービスの利便性向上、行政サービスがいつでもどこでも利用できる環境づくりとして、和水町住民ポータルアプリの導入に取り組めます。

公共交通の充実として、引き続き、和水町お出かけ交通「あいのりくん」の利用者増加、路線バスの利用啓発に取り組めます。

また、一般のドライバーが自家用車を使って有料で人を送迎するライドシェア等について、先進自治体において調査検討が行われている状況であり、情報収集を行い、路線バス、「あいのりくん」タクシーなどと合わせた町全体の地域公共交通の発展、充実に取り組めます。

また、運転免許が不用になった方や加齢や病気などにより身体機能や判断力の低下により運転に不安を感じるドライバーの自主的な運転免許証の返納後の移動手段として「あいのりくん」の利用を促進するため、運転免許証自主返納支援補助事業に取り組めます。

6点目、地域と共に歩む協働のまちです。

アフターコロナの中、社会経済活動が回復傾向にあり、地域づくり、地域コミュニティの活性化に取り組む必要があります。

また、公共施設のマネジメントや行財政改革の推進により効率的かつ透明性の高い行政運営を進める必要があります。

そして、これらの担い手となる職員は、自分で考えて行動できる人材への成長が求められ、職員研修等を通して、職員の政策形成能力や問題解決能力を高めることが必要となります。

まず、行政区への支援として、令和5年度に開始した行政区担当職員制度の充実強化を図り、さらなる行政区と町との信頼関係の構築、地域に根差した職員の育成に取り組めます。

公共施設マネジメントの推進として、旧農業就業改善センター跡地、旧南小学校プール跡地、旧和水町斎場跡地等の遊休施設、土地の有効活用に取り組めます。

行財政改革の推進として、これまで申し上げた事業を推進していくためには財源の確保が必要であり、事業の必要性、緊急性などの優先順位を考慮した上で、限られた財源を最大限に活用し、効果的で効率的に事業を進め、財政健全化、住民サービスの維持向上に取り組めます。

併せて、職員研修等の充実を図り、職員の能力向上や組織力の強化に努めてまいります。

このような施策を中心に、令和6年度も「笑顔輝き、魅力あふれる和水町」の実現に向けて、この町に住みたい、住み続けたい、そういうまちづくりを推進してまいります。

町民の皆様に対して、御理解と御協力をお願い申し上げまして、令和6年度施政方針とさせて

いただきます。よろしくお願いいたします。

そして最後に、本定例会には、お手元にお配りしております議案書のとおり条例に関する議案が17件、令和5年度一般会計及び特別会計の補正予算が9件、令和6年度一般会計及び特別会計の当初予算が9件、その他6件、人事3件、計44件の議案を上程しております。

各議案の詳細につきましては、この後、それぞれの担当課長より御説明させていただきますので、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上で、行政報告並びに施政方針を終了いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第5 委員長報告

○議長（高木洋一郎君） 日程第5、委員長報告を行います。

行政施設研修について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 坂本君

○議会運営委員長（坂本敏彦君） 皆様、おはようございます。

（おはようございます。）

議会運営委員長の坂本でございます。令和6年1月23日から25日までの日程で、令和5年度議会行政視察研修を議会議員全員で行いましたので、委員会を代表し、御報告申し上げます。

初日に、破傷風菌、バイオペスト菌発見などの血清予防法を確立し、生涯を終始一貫、予防医学に貢献され、今年の新紙幣千円札の肖像のデザインとなられる熊本県小国町出身の医師、北里柴三郎氏 学校法人北里研究所 北里柴三郎記念室を見学をいたしました。

研修2日目、最初に福岡県久留米市出身の内藤美佐子議長にお出迎えをいただき、埼玉県三芳町の世界農業遺産、移動スーパー事業の視察研修を行いました。

三芳町は、面積15キロ平方メートル、人口3万7,000人、武蔵野台地の北東部に位置し、首都圏30キロ圏にあり、ベッドタウンとしてまた流通基地として発展をしており、交付税不交付団体でございます。元禄7年、川越藩主 柳澤吉保により、原野開拓事業三富新田開発を実施、農家の入植を促し、1戸当たり5ヘクタールの土地が与えられ、屋敷0.5ヘクタール、畑地2.5ヘクタール、畑地の横は78メートル、縦が700メートル、平地林2ヘクタールの規模で、主にサツマイモ、根菜類、葉物野菜が栽培をされております。

三芳町には河川がなく、水は農家が井戸を掘り、作物に換水をされております。

なお、林の落ち葉を堆肥として土壌改良してきた長い歴史があり、世界農業遺産に認定をされております。サツマイモには化学肥料を一切使用せずに生産、共販せずに全ての軒先販売であることとのことでした。

また、町内の学校給食の野菜につきましては、町内産を全て使用しているとのことでございます。

移動スーパー事業につきましては、スーパーマーケットの申出により、令和3年に連携協定を締結し、令和5年3月より実施、月曜から金曜日の週5日延べ45か所で移動販売をされております。

販売場所につきましては、町、区長、スーパーと協議の上、決定し、住民の要望と利用者数を加味し決定し、利用者数は1か所3人から8人程度とのことでございます。町域は15キロ平方メートルと狭く住宅地が密集していることから、スーパーへの移動が困難な方が多く利用をされております。

なお、町の支援については、販売場所の設定協議、広報のみで、財政支援については一切行われておりませんでした。

次に、鳩山町のデマンドタクシー、移住定住の視察研修を行いました。

面積25キロ平方メートル、人口1万3,000人、埼玉県の中東部に位置しており、首都圏50キロ圏の農村丘陵地帯でございます。昭和50年に民間事業者の宅地開発により、1万2,000人規模のニュータウンが開発され人口急増となりましたが、ニュータウンの高齢化50%に伴い、町の高齢化率は46%と本町を上回っておるところでございます。

公共機関の廃止と高齢化に伴いデマンドタクシー事業を展開、町内4路線、バスとデマンドタクシー、セダン1台、ワンボックス車2台により公共交通が確保されており、町内にタクシー事業者がないことが幸いして、町内どこへでも200円で利用可能であり、町外への路線バス廃止に伴い埼玉医科大学線、商店街線、JR駅線の3路線が運行されておりました。

町民ヒアリングによると、「200円でどこでも移動できることが一番ありがたい」との声が多く、登録者数、利用者数も年々、増加傾向にあるとのこと。

移住対策については、ニュータウンの空き家を利用したシェアハウス2棟、年間利用者数2名程度を設置、空き家バンク事業を展開、年間60件程度の相談があり、6件程度の制約があるとのこと。

令和4年度から、老朽空き家除去時補助事業を実施、居住誘導区域を設定し、老朽化空き家の除却2分の1、上限50万円を補助してありました。

出生数につきましては減少傾向でございますが、近年、転入者が転出者を上回り始めたとのこと。

福祉政策につきましては、鳩山町は65歳から要介護2までの健康寿命は、県内上位、健康寿命のまちを目指し、健康づくりサポーターの育成に取り組み、現在、26名、女性18名、男性8名が登録され、4か所の健康づくり教室で指導をされています。

また、大学や研究機関と連携し、高齢者の健康維持に関する調査研究と実践が掲げられています。

農業政策につきましては、大豆を商品特産化とし、総農家戸数330戸、販売農家170戸、耕作面積220ヘクタール、米100ヘクタール、小麦40ヘクタール、大豆21ヘクタール。大豆生産は7経営体、面積の約8割は2つの農家法人であり、反収80キログラムと少量でございますが、良質な大豆であることから、共販に頼らず、みそ、しょうゆ製造業者への直接販売がとられております。

研修2日目、2つの自治体の視察研修を行いました。両自治体とも非常に活気のある自治体と印象を受けたところでございます。

埼玉県三芳町は、世界農業遺産に対して次の世代に継承するため、小・中学生を対象とし農業

体験学習を事業の一環として取り入れております。また、東京都内の家族を対象とした体験授業が実施をされています。本町におきましても、様々な補助事業が行われておりますが、目線を変えて、ソフト面でも事業を取り入れ、魅力ある農業の情報発信も必要ではないかと感じたところでございます。

埼玉県鳩山町におきましては、移住定住に町独自の手厚い事業を展開されています。本町におきましても、決して引けを取らない事業を実施されていますが、鳩山町広報誌12月号におきましては、「どうする少子化対策」とのタイトルで15ページ設けられ発行をされていて、町民の皆様に周知するために効果があると思ったところでございます。

最終日に、西野太亮衆議院議員、松村祥史内閣府特命大臣、馬場成志総務副大臣、本田顕子文部科学大臣政務官、藤木眞也参議院議員、松野明美参議院議員の会館事務所におきまして、主要地方道大牟田植木線、玉名八女線、玉名立花線、玉名山鹿線、一般県道竈門菰田山鹿線、和仁菊水線、和仁山鹿線、和水町管内はもとより熊本県北部地域と福岡県南部地域を結び、九州新幹線新玉名駅、九州縦貫自動車道菊水インターを結ぶ縦軸として、経済活動、物流はもとより、通勤通学にも最も重要な路線であり、事業の早期完成を陳情いたしました。

またその中で、熊本県玉名市を起点とし、和水町、八女市、立花町を經由し福岡県八女市を終点とする主要地方道玉名八女線は福岡県と熊本県を縦軸に結び、福岡県南部地域と熊本県北部地域の産業、経済、観光など地域の発展に大きく寄与し、国道3号線及び九州自動車道のバイパス的役割を果たす重要な幹線道路でもあり、矢部谷峠を貫通する約1,700メートルの隧道の整備、また、子育て世帯を手厚く応援している本町といたしまして、子育て対策に対する国の支援を強く要望をしております。

また、農業が主幹産業である和水町、高齢化による担い手不足、肥料、燃料、資材高騰、農産物の価格低迷など、農業を取り巻く環境は年々、厳しくなる一方であるため、対策を講じていただきますよう、西野衆議院議員、藤木参議院議員に口頭ではございましたが、強くお願いをしたところでございます。

以上、研修報告とさせていただきます。

○議長（高木洋一郎君） これで、議会運営委員長の行政視察研修報告を終わります。

日程第6 議案第4号 和水町課設置条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第6 議案第4号「和水町課設置条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第4号「和水町課設置条例の一部改正について」提案理由の説明をいたします。

和水町課設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月6日提出 和水町長 石原 佳幸でございます。

まず、提案理由を御説明いたします。

事務分掌の見直しに伴いまして、条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

内容につきましては、次の新旧対照表を御覧ください。

第3条の事務分掌を改正いたしております。

事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう、総務課のほうにあります「シ」の部分の統計に関する事項を、次のページを見ていただきますと、まちづくり課の「ク」という項目として、移管するものとなります。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第7 議案第5号 和水町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第7 議案第5号「和水町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第5号「和水町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について」提案理由の説明をいたします。

和水町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、提案理由を説明いたします。

次のページを御覧ください。

地方自治法の改正等を踏まえ、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表を御覧ください。

地方自治法の一部を改正する法律の改正によりまして、令和6年度から会計年度任用職員について勤勉手当が支給可能となりまして、常勤職員の取扱いとの均衡を図る必要があることから、和水町の会計年度任用職員について、勤勉手当の支給を可能とすることとするため、関係する4つの条例のほうをそれぞれ勤勉手当のほうを追加しております。

まず、新旧対照表の1ページ目で、第1条としまして、和水町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、この項目に追加をしております。

次のページで、第2条としまして、和水町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例、ここに追加をしております。

最後のページで、第3条として、和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例、ここにそれぞれ、勤勉手当を追加し改正をしております。

なお、和水町一般職の育児休業等に関する条例につきましては、1ページ目の附則で改正しております。

令和6年4月1日からの施行となります。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第8 議案第6号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（高木洋一郎君） 日程第8 議案第6号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第6号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」提案理由の説明をいたします。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を、次のように定める。

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、提案理由を説明いたします。

地方自治法の一部を改正する法律の改正に伴い、関係条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

改正の内容につきましては、次のページの新旧対照表を御覧ください。

令和5年5月8日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月1日に施行されることに伴いまして、地方自治法第243条の2の2職員の賠償責任に関する条文が第243条の2の8へ繰り下がることとなります。それによって、これらを引用している3件の条例がそれぞれずれが生じることから、今回、改正をしております。

1ページ目で、第1条としまして、和水町監査委員に関する条例。

次のページで、第2条としまして、和水町病院事業の設置等に関する条例。

最後のページで、第3条としまして、和水町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例、ここで、条ずれのほうを改正をしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第9 議案第7号 和水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第9 議案第7号「和水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長 坂口君

○まちづくり課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第7号「和水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について」の提案理由の説明を申し上げます。

和水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月6日 提出 和水町長 石原佳幸でございます。

提案理由を申し上げます。

議案書の3ページを御覧ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、これに準拠するための条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由であります。

まず、国が定めるこの行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律は、別名「マイナンバー法」または「番号利用法」とも呼ばれております。この後からの法律名は、「番号利用法」として表現させていただきます。

この番号利用法は、マイナンバーカードの利用に伴う特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう、個人情報の保護に関する法律の特例を定めるのが目的の一つでもございます。

今回の番号利用法の改正の一つにマイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直しがあり、より速やかなマイナンバーの利用及び情報連携ができるようになるとされています。

本条例は、番号利用法の当該規定の一部を引用していることから、番号利用法の改正に併せて本条例を改正するものでございます。

それでは、内容説明は、新旧対照表で説明申し上げます。

新旧対照表を御覧ください。

右側が改正前、左側が改正後となっております。

新旧対照表の1ページ目から3ページ目までに係る第1条、第2条、第4条、第5条につきましては、地方公共団体の趣旨、定義に関する規定や個人番号の利用範囲、特定個人情報の提供に関する規定において、補足しなければならない条文の追加や文言の改正を行っております。

また、4ページ目から6ページ目にかけての附則の中で定める3つの別表の追加につきましては、情報連携による独自利用事務の特定個人情報の利用範囲を定めております。

以上で、議案第7号「和水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について」の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第10 議案第8号 和水町介護保険条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第10 議案第8号「和水町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長 前田君

○福祉課長（前田洋子君） ただいま議題となりました議案第8号「和水町介護保険条例の一部改正について」御説明申し上げます。

和水町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

提案理由を申し上げます。

議案書1ページ目の下段を御覧ください。

介護保険法平成9年法律第123号、第117条第1項の規定に基づく令和6年度から令和8年度までの第9期和水町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に合わせ、介護保険料の適用期間、所要の改正を行う必要がある。

これが条例案を提出する理由でございます。

この一部改正は、令和3年度から始まりました第8期の和水町高齢福祉計画及び介護保険計画が令和6年3月31日をもって終了いたします。4月からについては、令和6年度から令和8年度までの3年間の第9期計画により運営してまいりますので、この条例の中で定めております第2条の保険料率の適用期間の改正が大きな目的でございます。

保険料率の変更による金額の改正等、所得段階が9段階から13段階に多段階化され、第1号被保険者間での所得再配分機能を強化することで、低所得者の負担を軽減したものとなっております。

また、この改正に併せて、条例の文言等の不備を補う改正も一緒に行っております。

なお、9期の介護保険料の月額基準額につきましては第8期と同額の5,800円であり、介護保険料の変更は行いません。

改正後の第2条の規定は、令和6年分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による徴収となります。

以上で、議案第8号「和水町介護保険条例の一部改正について」の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第11 議案第9号 和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第11 議案第9号「和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長 前田君

○福祉課長（前田洋子君） ただいま議題となりました議案第9号「和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正」につきまして御説明申し上げます。

和水町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

提案理由を申し上げます。

議案書の22ページを御覧ください。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令及び指定居宅サービス等の事業の人員設置及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、関係条例の改正をする必要がある。

これがこの条例案を提出する理由でございます。

具体的に申し上げますと、手続のオンライン化を進めるために、フロッピーディスクなどの特定記録媒体の使用の規定の見直しを行うこと、グループホームや居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所の運営に係る内容の変更、介護療養型医療施設の廃止に伴う文言の削除などがございます。

今回の関係条例の改正は4つの条例を行うことになります。

1つ目が、和水町指定地域密着型サービスの事業人員設備及び運営の基準に関する条例で議案書1ページから11ページの上段までの第1条の中で改正をしております。

2つ目が、議案書11ページ中段から15ページ中段までの第2条の中で改正しておりますが、内容が和水町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員設備及び運営の基準等に関する条例となっております。第2条の中で改正をしております。

3つ目が、和水町指定介護予防支援事業等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例となっております。

議案書15ページ中段から18ページ下段までの第3条の中で改正をしております。

4つ目が、和水町指定居宅支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例で、議案書18ページ下段から22ページまでの第4条の中で改正をしております。

今申し上げました4つの条例が改正する内容と関連しているため、一括改正することになります。

改正内容の主なものは。

1点目が、グループホームにおける利用者の安全とサービスの質の確保及び職員の負担軽減に伴う改正となります。具体的には、行動制限などをやむを得ず行う場合の理由書の記録について、また、グループホームにおける利用者の安全とサービスの質の確保及び職員の負担軽減を行うための取組について検討し、定期的実施を確認することの内容となっております。

2点目が、居宅サービス事業所の運営に係る改正で、具体的には職員数など、事業所の重要事

項をウェブサイトに掲載することの義務づけ、協力医療機関を定めること、指定感染症の発生の対応の取決めを行うこと。

3点目が、居宅支援介護事業所の運営に係る関する改正となります。

具体的には、モニタリングによるテレビ電話の活用、従業員に対する利用者の基準変更、管理者要件の緩和になります。いずれも、今申し上げました4つの条例の一部改正は、上位法の一部改正に伴う改正となります。

以上で、議案第9号「和水町指定密着型サービス事業の人員設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」の御説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第12 議案第10号 和水町営住宅管理条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第12 議案第10号「和水町営住宅管理条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第10号の提案理由の説明をいたします。

和水町営住宅管理条例の一部改正について

和水町営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定める、

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

和水町営住宅管理条例の一部を次のように改正する。

まず、提案理由から申し上げます

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がありますので、今回、提案しております。

改正内容ですが、町営住宅の入居資格におきまして、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する規定が設けられております。

内容については、新旧対照表で御説明いたします。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する

次ページ新旧対照表を御覧ください。

入居資格には、所得制限60歳以上、戦傷病者特別援護法、障害基本法など、1号から8号までの規定がありますが、下から4行目、8号イ中、下線部のまたは10条の2を追加。下から3段目の下線部にこれらの規定を追加いたします。

これまでの保護命令として、接近禁止命令と退去命令が法律改正前には、第10条第1項に規定されておりましたけれども、接近禁止命令の要件改正に伴い、2つに分けて規定されることになりました。この法律に合わせた条例の一部を改正いたします。

以上で、議案第10号「和水町営住宅管理条例の一部改正について」提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第13 議案第11号 和水町簡易水道条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第13 議案第11号「和水町簡易水道条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第11号の提案理由の説明をいたします。

「和水町簡易水道条例の一部改正について」

和水町簡易水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

和水町簡易水道条例の一部を次のように改正する。

まず、提案理由から申し上げます。

水道法の一部改正により、令和6年4月1日から、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されるため、和水町簡易水道条例の一部を改正する必要がある

また、政令の改正により、引用条項のずれが生じたため、併せて、改正を行います。

内容については、新旧対照表で御説明します。

附則、この条例は令和6年4月1日から施行する。

次ページ、新旧対照表を御覧ください。

第7条では、「以下「令」という」を追加いたしております。

第10条第1項では「法」を、水道法「以下「法」という」に改め、第10条第4項は、水道法施行令第5条を令6条に、第5項は令5条を6条に、これは給水装置の構造及び材質の基準ですけれども、それを改正いたします。

次のページを御覧ください。

上から2行目は、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、第35条の下から2段目は、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」にそれぞれ改正いたします。

以上で、議案第11号「和水町簡易水道条例の一部改正について」提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第14 議案第12号 和水町教職員住宅設置条例の廃止について

○議長（高木洋一郎君） 日程第14 議案第12号「和水町教職員住宅設置条例の廃止について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育課長 鍋島君

○学校教育課長（鍋島忠君） ただいま議題となりました議案第12号「和水町教職員住宅設置条例の廃止について」提案理由の御説明を申し上げます。

和水町教職員住宅設置条例を廃止する条例を次のように定める。

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

和水町教職員住宅設置条例を廃止する条例、和水町教職員住宅設置条例（平成18年和水町条例第74号）は、廃止する。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由を申し上げます。

和水町公共施設個別計画に基づき、和水町教職員住宅の用途を廃止することに伴い条例を廃止する必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

以上で議案第12号「和水町教職員住宅設置条例の廃止について」提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第15 議案第13号 和水町春富コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（高木洋一郎君） 日程第15 議案第13号「和水町春富コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長 坂口君

○まちづくり課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第13号「和水町春富コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の制定について」提案理由の説明を申し上げます。

和水町春富コミュニティセンター設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、提案理由を申し上げます。

最後のページを御覧ください。

旧和水町立春富小学校を、町民の自主的な活動及び交流を行う場を提供し地域コミュニティの推進と健康増進や地域文化の向上を図ることを目的とした複合的な施設とするためにこの条例を制定する必要がある。これがこの条例案を提案する理由でございます。

この条例は、第1条の趣旨から第15条の委任で構成されており、春富コミュニティセンターの設置及び管理に関する詳細を定めております。

1 ページ目の第4条を御覧ください。

第4条では施設の1階部分の5つの空き教室の総称としての町民交流館と既存の田中城ミニミュージアムの二つの構成に区分しております。

2 ページ目の第9条を御覧ください。

第9条では、各部屋の使用料の規定であります。

詳細は最終ページの別表を御覧ください。

この別表は各部屋の1時間当たりの使用料となっております。使用料の根拠につきましては、和水町公民館条例に基づく三加和公民館や中央公民館の使用料を参考にした料金設定となっております。

次に、2ページ目から3ページ目にかけた第10条を御覧ください。

第10条は、使用料等の減免の規定となります。

御覧のように減免する事項といたしまして6項目掲げておりますが、町民の皆さんへの御負担を考慮して、従来の春富集会センターでの減免事例を考慮した条件にしております。

最後に、附則の詳細を申し上げます。

施行日につきましては令和6年4月1日からとなります。

また田中城ミニミュージアムの設置及び管理に関する条例は、この附則の中で廃止しておりますので、申し添えます。

以上で、議案第13号、和水町春富コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の制定についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第16 議案第14号 和水町春富コミュニティドーム設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（高木洋一郎君） 日程第16 議案第14号「和水町春富コミュニティドーム設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

社会教育課長 益永君

○社会教育課長（益永浩仁君） ただいま議題となりました議案第14号「和水町春富コミュニティドーム設置及び管理に関する条例の制定について」提案理由を説明いたします。

和水町春富コミュニティドームの設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、提案理由を申し上げます。

裏面を御覧ください。

提案理由、地域活性化と町民の体育振興及び健康増進を目的として、和水町春富コミュニティドームを設置するため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由であります。

この条例は、第1条の設置から第13条の委任までを条文化しており、春富コミュニティの設置及び管理に関する規定を定めております。

第8条を御覧ください。

第8条では使用料の規定であります。

下の別表を御覧ください。

この別表には、アリーナと会議室の1時間当たりの使用料となっております。使用料の根拠につきましては、和水町社会体育施設設置及び管理に関する条例に基づく社会体育の使用料を参考にした料金設定となっております。

最後に附則を申し上げます。

施行日については、令和6年4月1日からとなります。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第17 議案第15号 和水町春富コミュニティ広場設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（高木洋一郎君） 日程第17 議案第15号「和水町春富コミュニティ広場設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

社会教育課長 益永君

○社会教育課長（益永浩仁君） ただいま議題となりました議案第15号「和水町春富コミュニティ広場設置及び管理に関する条例の制定について」提案理由の説明をいたします。

和水町春富コミュニティ広場設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、提案理由を申し上げます。

裏面を御覧ください。

提案理由、地域活性化と町民の体育振興及び健康増進を目的として、和水町春富コミュニティ広場を設置するため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由であります。

この条例は第1条の設置から第13条の委任までを条文化しており、春富コミュニティ広場の設置及び管理に関する規定を定めております。

第8条を御覧ください。

8条では使用料の規定であります。

下の別表を御覧ください。

別表には春富コミュニティ広場の1時間当たりの使用料となっております。使用料の根拠につきましては、和水町社会体育施設設置及び管理に関する条例に基づく社会体育施設の使用料を参考にした料金設定となっております。

以上で、提案理由の御説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第18 議案第16号 和水町緑コミュニティドーム設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（高木洋一郎君） 日程第18 議案第16号「和水町緑コミュニティドーム設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

社会教育課長 益永君

○社会教育課長（益永浩仁君） ただいま議題となりました議案第16号「和水町緑コミュニティドーム設置及び管理に関する条例の制定について」提案理由の説明をいたします。

和水町緑コミュニティドーム設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、提案理由を申し上げます。

裏面を御覧ください。

提案理由、地域活性化と町民の体育振興及び健康増進を目的として、和水町緑コミュニティドームを設置するため、この条例を制定する必要がある。

これがこの条例案を提出する理由であります。

この条例は、第1条の設置から第13条の委任までを条文化しており、緑コミュニティドームの設置及び管理に関する規定を定めております。

第8条を御覧ください。

第8条では使用料の規定であります。

別表を御覧ください。

別表には、アリーナと会議室の1時間当たりの使用料となっております。使用料の根拠につきましては、和水町社会体育施設設置及び管理に関する条例に基づく体育施設の使用料を参考にした料金設定となっております。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

再開は11時30分とします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時27分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19 議案第17号 和水町春富集会センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

○議長（高木洋一郎君） 日程第19 議案第17号「和水町春富集会センターの設置及び管理に関する条例の廃止について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域振興課長 野田君

○地域振興課長（野田敏治君） ただいま議題となりました議案第17号「和水町春富集会センターの設置及び管理に関する条例の廃止について」提案理由の説明を申し上げます。

議案第17号「和水町春富集会センターの設置及び管理に関する条例の廃止について」

和水町春富集会センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

和水町春富集会センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例、和水町春富集会センターの設置及び管理に関する条例は廃止する。

附則、この条例は令和6年4月1日から施行する。

提案理由でございます。

和水町公共施設個別施設計画に基づき、和水町春富集会センターの用途を廃止することに伴い、条例を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第20 議案第18号 和水町社会体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第20 議案第18号「和水町社会体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

社会教育課長 益永君

○社会教育課長（益永浩仁君） ただいま議題となりました議案第18号「和水町社会体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正について」提案理由の説明をいたします。

和水町社会体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、提案理由を申し上げます。

裏面を御覧ください。

提案理由、和水町スカイドーム2000のアリーナに空調設備の設置に伴い、条例を改正する必要がある。

これがこの条例案を提出する理由であります。

改正の改正内容については、次のページの新旧対照表を御覧ください。

右が改正前、左が改正後になります。

改正前の区分中央のアリーナに、改正後はアリーナ料と冷暖房料を加え、冷暖房料の1時間当たりの使用料を2,000円とする。使用料の根拠につきましては、県内社会体育施設等で冷暖房が使用できる施設を参考にした料金設定となっております。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第21 議案第19号 和水町金栗四三の生家施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第21 議案第19号「和水町金栗四三の生家施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

社会教育課長 益永君

○社会教育課長（益永浩仁君） ただいま議題となりました議案第19号「和水町金栗四三の生家施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」提案理由の説明をいたします。

和水町金栗四三の生家施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず提案理由を申し上げます。

下段を御覧ください。

提案理由、和水町金栗四三の生家の活用を促進するために条例を改正する必要がある。

これがこの条例案を提出する理由であります。

改正の内容については、次のページの新旧対照表を御覧ください。

右が改正前、左が改正後になります。

第8条の見出しを「観覧料」に改め、同条中、「生家屋外において」を削る。

第9条第1項中、「生家の屋外から」を削り、同条2項中「第1項」を「前項」に改める。

第12条第1項中、「次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号の表に掲げる使用料を」のところを「生家または広場において、展示イベント講座等を開催するときは、次の表に掲げる使用料を」に改め、「同項各号」を削り、「同項」の次に「表」を加える。「表」には生家と広場1日当たりの使用料を町民及び町内事業所と町外者に分けて料金を設定しております。

今回の改正は、生家内部の観覧料を無料とすることで、多くの方々に来町していただき、生家の活用及び顕彰に努め、地域活性化を図ることとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます

日程第22 議案第20号 令和5年度和水町一般会計補正予算（第8号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第22 議案第20号「令和5年度和水町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第20号について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和5年度和水町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,779万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億6,619万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

(繰越明許費の補正)

第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。

(債務負担行為の補正)

第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

(地方債の補正)

第4条、地方債の追加及び変更は、第4表地方債補正による。

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

今回の補正につきましては、年度末を迎えまして国や県から交付された交付実績に応じまして、確定に応じて補正のほうを行っており、減額のほうが主なものとなっております。

まず、12ページを御覧ください。

11款地方交付税の説明欄を御覧ください。

普通交付税につきましては、今年度の額の決定を受けまして3,177万3,000円増額しておりますが、特別交付税につきましては、今年度の交付額はまだ確定はしておりませんが、今後、見込まれる予定としまして3,000万円の減額を行いまして、合計では177万3,000円の追加となっております。

続きまして、15ページを御覧ください。

16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、10節、平成28年熊本地震復興基金交付金1,095万4,000円を追加しております。

それと次のページの16ページを御覧いただきたいと思います。

5目商工費県補助金、4節熊本地震復興基金交付金、ここに777万円を追加しております。この2つにつきましては、熊本地震からの復旧・復興の総仕上げとして、熊本県の基本事業の残額のうち、市町村創意工夫分として今年度、追加されたものを計上しております。

18ページを御覧ください。

22款、1項町債、1目総務債のうち、旧緑中学校公衆トイレ除去工事に対しまして、合併特例債を70万円、過疎債としまして、事業実績に合わせて出生祝金は250万円の減額、入学祝金は今年度からの新規事業になるため1,530万円の追加計上しております。

以上で、歳入の説明を終わります。

次に、歳出の説明をいたします。

歳出につきましても、令和4年度の事業が完了したことにより減額が主なものになりますので、増額した部分だけについて、御説明いたします。

22ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、18節負担金補助及び交付金のうち、見込件数の増加によりまして、新婚生活支援事業補助金に48万3,000円追加しております。

続きまして、24ページを御覧ください。

2 款総務費、3 項、1 目戸籍住民基本台帳費、12 節委託料としまして戸籍システムの改修費用 246 万 4,000 円追加します。

27 ページを御覧ください。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、19 節扶助費のうち新型コロナやインフルエンザの流行によりまして医療費が増えていることに伴いまして、子ども医療助成額を 185 万 2,000 円追加します。

33 ページを御覧ください。

8 款、2 項、1 目、14 節の工事請負費のうち、年間維持工事費として 1,450 万円追加します。これは行政区からの要望事項の取りまとめの完了、緊急を要する作業に対応するものとなります。

34 ページを御覧ください。

8 款、3 項、2 目、14 節の工事請負費、河川維持工事費として 150 万円追加します。こちらのほうも住民要望による河川維持管理のための堆積土の撤去や支障木の伐採及び護岸補修等の事業の取りまとめが完了したことに対応するものとなっております。

以上で、歳出の説明を終わります。

また、ページを戻っていただきまして 5 ページを御覧ください。

第 2 表で繰越明許費について御説明いたします。

全部で 13 事業を繰り越します。全ての事業に関しまして、労務者の不足や資材入手困難等に伴い、適正な工期が確保できないため、繰り越すものとなっております。

次に、6 ページを御覧ください。

第 3 表の債務負担行為補正です。

4 月 1 日から契約等の開始が必要な自治体の委託業務と災害補償保険料と 2 件を追加しています。

次に、7 ページを御覧ください。

第 4 表地方債補正について御説明します。

新規事業の入学祝金支給事業を追加しまして限度額 1,530 万円としております。

次に、8 ページを御覧ください。

13 件の起債目的に対しまして、事業実績の見込額が確定しましたので、それぞれ限度額の増額のほうを行っております。

以上で、議案第 20 号「令和 5 年度和水町一般会計補正予算（第 8 号）」の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第 23 議案第 21 号 令和 5 年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第 4 号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第 23 議案第 21 号「令和 5 年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第 4 号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民環境課長 中原君

○住民環境課長（中原寿郎君） ただいま議題となりました議案第21号「令和5年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和5年度和水町の国民健康保険事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,830万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,754万2,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

（債務負担行為）

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳出について御説明します。

7ページをお願いします。

2款保険給付費、1項、1目一般被保険者療養給付費を3,000万円増額し8億1,000万円とします。この療養給付費ですが、被保険者の医療費に係る7割、8割を国保会計が負担するものでございまして、最近は新型コロナに関連した受診控えも収まりまして、療養給付費の予算不足が見込まれますので、増額をお願いするものでございます。

次に、4款保険事業費、1項、1目、特定健康診査等事業費を282万5,000円減額します。これは特定健診の委託契約額の確定によりまして減額するものでございます。

また、5款、1項、1目基金積立金を4,093万9,000円増額します。令和4年度決算剰余金を全額予算化するために計上しております。

8ページをお願いいたします。

7款諸支出金、3項、2目直営診療施設勘定繰出金でございますが、38万4,000円を増額します。町立病院の救急医療分、それから保険事業分の実績に基づきまして増額するものでございます。

続いて、歳入を御説明します。

6ページをお願いします。

4款県支出金、2項、1目保険給付費等交付金を2,724万4,000円増額します。

主な内訳でございますが、歳出で増額しました療養給付費の財源となります普通交付金を3,000万円増額します。また特別交付金245万6,000円の減額につきましては、主に特定健診委託料の減額に伴うものでございます。

6款、1項、1目一般会計繰入金につきましては15万9,000円を増額します。未就学児均等割保険料負担金、それから産前産後保険料負担金に係る繰入金につきましては、保険料の減額を補

填する目的で繰り入れる必要がございますので、額の決定により補正を行います。

繰入金につきましては、全て法定の繰入となっております。

7 款、1 項、2 目その他の繰越金を4,093万9,000円増額します。

歳出でも申しましたように、令和4年度決算剰余金の予算化を目的に計上しております。

最後に3ページを御覧ください。

第2表債務負担行為でございます。

令和6年度人間ドックの業務委託につきまして511万円の設定をお願いします。新年度早々に検査機関と契約を締結しまして、速やかに人間ドックの受入れを開始するために債務負担行為を設定するものでございます。

以上で、議案第21号「令和5年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）」について提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第24 議案第22号 令和5年度和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第24 議案第22号「令和5年度和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長 前田君

○福祉課長（前田洋子君） 議案第22号「令和5年度和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和5年度和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,358万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,323万9,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳出から御説明いたします。

7ページを御覧ください。

今回の補正は、主に当初の見込みより各種サービス利用実績が少なかったことによる減額補正となっております。第1号被保険者の保険料還付金と繰出金を増額補正をしております。

2款介護給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費を450万円減額補正いたします。これは要介護者のデイサービスや訪問介護等の在宅介護サービスの内容となっております。同じく3目地域密着型介護サービス給付費で400万円、5目施設介護サービス給付費で2,000万円及び9目の居宅介護サービス計画費を100万円減額補正しております。これはいずれも利用実績に伴う減額補正となります。

次に、2 款介護給付費、2 項介護予防サービス等諸費、3 目地域密着型介護予防サービス給付費で100万円並びに6 項特定入所者介護サービス費、1 目特定入所者介護サービス費を500万円減額補正をしております。これも同じく利用実績に伴って予算の減額をしております。

次に8 ページを御覧ください。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防生活支援サービス事業費、1 目介護予防生活支援サービス事業費450万円を減額いたします。これは要支援1・2の方の通所サービスや訪問サービスで、同じく利用実績に伴う補正となっております。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第1号被保険者保険料還付金を10万円増額補正いたします。これは過年度分の死亡や転出、修正申告による保険料の還付に対応するものでございます。過年度の還付者が増えたための補正となっております。同じく2 項繰出金、1 目繰出金を631万6,000円増額補正いたします。令和4年度の一般会計繰入金が確定したため、繰り繰入超過の分を一般会計に繰り出すものでございます。

続きまして歳入を申し上げます。

5 ページを御覧ください。

介護給付費等に対する国県の負担額は介護保険制度で定められておりますが、令和5年度の負担金が確定しましたので今回、確定額に合わせて補正を行っております。なお、負担金の過不足につきましては、令和6年度で精算することとなっております。

まず、1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者保険料を2,019万9,000円増額補正をしております。これは令和5年度中に65歳を迎えられた方たちの所得段階が見込みより高い方が多く、介護保険料の増額につながったと考えられます。

次に、3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目調整交付金を649万6,000円減額補正いたします。本交付金は和水町の75歳以上の人口割合や所得段階の割合を全国平均と比較して、介護保険基準額の格差を調整するための交付金となっております。介護給付費が見込みよりも抑えられたため、その調整交付金も今回は減額になったことによるものでございます。

4 款支払基金交付金と、5 款県支出金並びに7 款繰入金の増減補正につきましては、令和5年度のそれぞれの介護給付費に対する交付金負担金の金額が決定しましたので、それに対する増減補正となっております。

9 款諸収入313万6,000円の増額補正は、第三者行為によるサービス給付費が確定し納入されたものとなります。

以上で、議案第22号「令和5年度和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）」の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第25 議案第23号 令和5年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第25 議案第23号「令和5年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 前渕君

○特養施設長（前渕康彦君） 議案第23号「令和5年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）について」提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和5年度和水町の特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,205万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,480万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

（繰越明許費）

第2条、地方自治法第213条、第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳出について、御説明申し上げます。

予算書の7ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費について79万8,000円の減額補正を行います。

内訳としましては、人手不足による給料・時間外勤務手当や資材高による消耗品費等の増額と、報酬、報償費、役務費及び委託料等の減額です。次に、2目の施設管理費については、基本設計業務委託料の入札残により680万9,000円の減額補正を行います。

次に、2款サービス事業費、1項、1目居宅サービス事業費については、デイサービスセンターの会計年度任用職員の人件費445万円を減額します。

続きまして、歳入について、御説明申し上げます。

予算書の6ページを御覧ください。

1款サービス収入、1項介護給付費は370万4,000円を減額し、2項自己負担金は173万5,000円を減額します。

次に、8款繰入金、2項基金繰入金、1目特老建設基金繰入金については680万9,000円を減額します。

次に、9款、1項、1目繰越金として33万円を増額します。

次に、11款諸収入、1項、1目雑入として13万円9,000円を減額します。

最後に、繰越明許費について御説明申し上げます。

予算書の3ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費として、施設建設事業に7,000万円を計上しております。具体的には、建築実施設計の委託料であり、地方債6,910万円と特老建設基金90万円を未収入特定財源として繰り越すものでございます。

以上で、議案第23号「令和5年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）」について」の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第26 議案第24号 令和5年度和水町春富財産区特別会計補正予算（第1号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第26 議案第24号「令和5年度和水町春富財産区特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域振興課長 野田君

○地域振興課長（野田敏治君） ただいま議題となっております議案第24号「令和5年度和水町春富財産区特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の表紙の裏面を御覧ください。

令和5年度和水町春富財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101万3,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳入について御説明します。

5ページを御覧ください。

今回の補正は、総計予算主義の原則に基づき、前年度の繰越金を予算に編入し、予算の全体像を明瞭にするものです。

2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金として6万2,000円を増額補正し、繰越金の総額を101万2,000円としております。

以上で、歳入についての説明を終わります。

続いて、歳出について説明いたします。

6ページを御覧ください。

2款予備費、1項予備費、1目予備費として6万2,000円を増額補正し、予備費の総額を90万4,000円としております。

以上で、議案第24号「令和5年度和水町春富財産区特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時59分

再開 午後0時58分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第27 議案第25号 令和5年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第27 議案第25号「令和5年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民環境課長 中原君

○住民環境課長（中原寿郎君） ただいま議題となりました議案第25号「令和5年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和5年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億427万8,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳出から御説明します。

最後のページ、6ページをお願いいたします。

2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金でございますが344万7,000円減額します。広域連合に納めます納付額の確定に伴い減額するものでございます。

5款、1項、1目予備費につきましては383万5,000円の増額です。令和4年度の決算剰余金を予算化するため、予備費で調整を行っております。

次に、歳入を御説明いたします。

5ページをお願いします。

4款繰入金、1項、2目保険基盤安定繰入金を344万7,000円減額します。保険基盤安定繰入金につきましては県交付額を一般会計で受け入れまして、町負担分の4分の1を加算した額をこの会計に繰り入れます。このたび交付額が決定したことにより繰入額を補正します。

5款、1項、1目繰越金を383万5,000円増額します。歳出の予備費のところで御説明いたしましたが、令和4年度の決算剰余金を予算化するための計上でございます。

以上で、議案第25号「令和5年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）」について、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第28 議案第26号 令和5年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第28 議案第26号「令和5年度和水町簡易水道事業会計補正予算

(第3号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長(中嶋啓晴君) 議案第26号「令和5年度の和水町簡易水道事業会計補正予算(第3号)について」、提案理由の説明を行います。

1 ページを御覧ください。

令和5年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条、令和5年度和水町簡易水道事業会計の補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条、令和5年度登町簡易水道事業会計補正予算(第3号)に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収入)

第1款簡易水道事業収益、既決予定額6,890万円、補正予定額289万6,000円、計7,179万6,000円

第1項営業収益、既決予定額2,331万5,000円、補正予定額52万8,000円、計2,384万3,000円、

(特別利益)

既決予定額ゼロ、補正予算予定額236万8,000円、計236万8,000円

(支出)

第1款簡易水道事業費用、既決予定額6,436万4,000円、補正予定額ゼロ、計6,136万4,000円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出予定額を次のとおり補正し、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,535万円は損益勘定留保資金等で補填するものとする。

(収入)

第1款資本的収入、既決予定額1億2,583万8,000円、補正予定額5,545万8,000円の減、計7,038万円。

第1項企業債、既決予定額7,820万円、補正予定額4,190万円の減、計3,630万円。

第3項補助金、既決予定額4,232万8,000円、補正予定額1,355万8,000円の減、計2,877万円。

(支出)

第1款資本的支出、既決予定額1億4,203万円、補正予定額5,630万円の減、計8,573万円。

第1項建設改良費、既決予定額1億1,880万7,000円、補正予定額5,630万円の減、計6,250万7,000円。

2 ページになります。

(企業債の補正)

第4条、予算第5条中に定めた規制の限度額を次のとおり補正する。

(起債の目的)

簡易水道事業、既決予定額7,820万円、補正予定額4,190万円の減、計3,630万円。

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

補正の内容につきまして、予算書明細説明書により説明させていただきます。

16ページを御覧ください。

1 款簡易水道事業収益、項営業収益、水道加入負担金では、当初、5 件の加入を予定しておりましたが、11 件の加入となり、52 万 8,000 円の増額をしております。特別利益では、消費税申告による還付金 236 万 8,000 円の増額をしております。

1 ページ飛ばして 18 ページをお願いいたします。

1 款資本的支出、1 目簡易水道事業建設改良費、20 節設計業務委託料 230 万円では、分譲地の給水管の設計費、測量、こういったものを計上しておりましたが、民間での工事となり不要となりましたので全額減額しております。25 節の工事請負費、これは馬場排水管の更新事業で 5,400 万円計上しておりましたが、これは国の補正予算に従って前倒しで事業を行う予定としておりました。国事業で令和 6 年度事業に変更となったために、全額減額して、改めて令和 6 年度の事業として再計上をいたしております。

戻っていただいて 17 ページをお願いします。

(資本的収入及び支出)

(収入)

1 項企業債では、先ほど説明しました馬場排水管の更新事業に対する簡易水道事業債 2,100 万円と過疎債 2,090 万円をそれぞれ減額しております。2 項補助金も、馬場排水管の工事になります。これは財源でしたけれども、1,355 万 8,000 円を減額しております。

以上で、議案第 26 号「令和 5 年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）」についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第 29 議案第 27 号 令和 5 年度和水町下水道事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第 29 議案第 27 号「令和 5 年度和水町下水道事業会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第 27 号「令和 5 年度和水町下水道事業会計補正予算（第 3 号）」についての提案理由の説明を行います。

1 ページを御覧ください。

令和 5 年度和水町下水道事業会計補正予算（第 3 号）

(総則)

第 1 条、令和 5 年度和水町下水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第 2 条、令和 5 年度和水町下水道事業会計予算、第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額

を次のとおり補正する。

(収入)

第1款下水道事業収益、既決予定額1億9,603万2,000円、補正予定額66万6,000円の減、計1億9,596万6,000円。

第2項営業外収益、議決予定額1億2,700万1,000円、補正予定額6万6,000円の減、計1億2,693万5,000円。

(支出)

第1款下水道事業費用、既決予定額1億8,211万2,000円、補正予定額460万5,000円の減、計1億7,750万7,000円。

第1項営業費用、既決予定額1億7,426万7,000円、補正予定額449万円の減、計1億6,977万7,000円。

第3項特別損失83万5,000円、補正予定額11万5,000円の減、計72万円。

(資本的収入の補正)

第3条、予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正し、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,507万9,000円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。

(収入)

第1款資本的収入、既決予定額1億19万5,000円、補正予定額2,960万円の減、計7,059万5,000円。

第1項企業債、既決予定額5,280万円、補正予定額2,850万円の減、計2,430万円。

第2項負担金、既決予定額900万円、補正予定額110万円の減、計7,900万円。

(支出)

第1款資本的支出、既決予定額1億3,090万6,000円、補正予定額2,523万2,000円の減、計1億567万4,000円。

第1項建設改良費、既決予定額7,583万4,000円、補正予定額2,523万2,000円の減、計5,060万2,000円。

(企業債の補正)

第4条、予算第5条中に定めた規制の限度額を次のとおり補正する。

(起債の目的)

下水道事業既決予定額5,280万円、補正予定額2,850万円の減、計2,430万円。

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

補正予定額については、説明書より説明させていただきます。

15ページを御覧ください。

(収益的収入及び支出)

(収入)

1款下水道事業収益、2節県補助金の熊本県広域浄化槽等整備推進事業交付金6万6,000円を減額して、確定交付金としては259万2,000円の確定額となりましたので減額しております。

16ページです。

(支出)

1 款下水道事業費、17 節の手数料、こちらではコンビニ納付手数料、下水が20万円、特廃が31万9,000円、それと浄化槽点検手数料8万1,000円、こちらの不用額を減額しております。20 節委託料では浄化センターの関係委託料367万円を減額し、最終合計では1,142万8,000円となっております。

3 項特別損失、1 節その他特別損失では、消費税の申告、確定申告で11万5,000円を減額し、72万円で確定しております。

1 ページ飛ばさせていただいて、18ページをお願いします。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目下水道事業建設改良費、20 節委託料486万2,000円、25 節工事請負費1,600万円の減、こちらは分譲地の下水道管の費用を計上いたしておりましたけれども、全て民間での工事となり不要となりましたので全額減額しております。

2 目生活排水処理建設改良費、工事請負費ですけれども437万円を減額し、3,892万7,000円で確定しております。今年の浄化槽設置件数が22基となりました。

戻っていただいて17ページをお願いします。

(資本的収入及び支出)

(収入)

1 項企業債では、先ほど説明しました分譲地の件と浄化槽の設置数の減、この事業に対応する下水道事業債1,430万円と、過疎債1,420万円をそれぞれ減額しております。

2 項分担金、こちらは新規加入の分担金ですけれども、下水道分7件、特廃分22件の加入のセタイで110万円を総額減額いたしております。

以上で、議案第27号「令和5年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）」についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第30 議案第28号 令和5年度和水町病院事業会計補正予算（第5号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第30 議案第28号「令和5年度和水町病院事業会計補正予算（第5号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 高木君

○病院事務部長（高木浩昭君） ただいま議題となりました議案第28号「令和5年度和水町病院事業会計補正予算（第5号）」について、提案理由の説明を行います。

表紙の裏面を御覧ください。

令和5年度和水町病院事業会計補正予算（第5号）。

(総則)

第1条、令和5年度和水町病院事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条、令和5年度和水町病院事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収入)

第1款病院事業収益、既決予定額11億7,198万2,000円、補正予定額マイナス9,271万2,000円、計10億7,927万円。

第1項医業収益、既決予定額9億6,726万7,000円、補正予定額マイナス9,617万3,000円、計8億7,109万4,000円。

第2項医業外収益、既決予定額1億3,853万4,000円、補正予定額146万5,000円、計1億3,999万9,000円。

第3項健康管理センター収益、既決予定額2,728万5,000円、補正予定額11万7000円、計2,740万2,000円。

第4項居宅介護支援事業収益、既決予定額1,768万円、補正予定額マイナス285万5,000円、計1,482万5,000円。

第6項特別収益、既決予定額2,000円、補正予定額473万4,000円、計473万6,000円。

(支出)

第1款病院事業費用、既決予定額10億6,888万4,000円、補正予定額1,038万6,000円、計10億7,927万円。

第1項医業費用、既決予定額9億9,828万9000円、補正予定額824万1,000円、計10億653万円。

第2項医業外費用、既決予定額709万円、補正予定額200万円、計909万円。

第3項健康管理センター費用、既決予定額2,048万7000円、補正予定額14万5,000円、計2,063万2,000円。

(資本的収入及び支出の補正)

第3条、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,259万1,000円を資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,296万円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収入)

第1款資本的収入、既決予定額1億3,353万4,000円、補正予定額マイナス36万9,000円、計1億3,316万5,000円。

第1項出資金、既決予定額4,498万4,000円、補正予定額マイナス36万9,000円、計4,461万5,000円。

(支出)

第1款資本的支出、既決予定額1億7,612万5,000円、補正予定額ゼロ円、計1億7,612万5,000円。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正)

第4条、予算第8条中に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、既決予定額6億6,329万4,000円、補正予定額534万3,000円、計6億6,863万7,000

円。

(棚卸資産購入限度額の補正)

第5条、予算第9条中、棚卸資産の購入限度額9,805万2,000円を9,905万2,000円に改める。

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

主な補正の内容につきましては、補正予算の実施計画、収益的収入及び支出に説明させていただきます。

先に、支出を説明します。

4ページを御覧ください。

(支出)

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費は519万8,000円増額し、6億1,060万円とします。これは主に職員の時間外手当、夜間看護手当、共済費の補正です。

2目材料費は100万円増額し、9,905万2,000円とします。これは給食材料費の増額分でございます。

3目経費は168万1,000円増額し、2億1,607万円とします。これは非常勤医師の委託費の増額でございます。

2項医業外費用、2目消費税は200万円増額し、543万7,000円とします。これは消費税納付の見込みの増額分でございます。

3項健康管理センター費用、1目健康管理センター費用は14万5,000円増額し、2,063万2,000円とします。これは職員の時間外手当等の増額でございます。

次に、収入を説明します。

3ページをお開きください。

(収入)

1款病院事業収益、1項医業収益を9,617万3,000円減額し、8億7,109万4,000円とします。これは入院外来収入の下方修正分となります。

また、4項居宅介護支援事業収益を285万5,000円減額し、1,482万5,000円とします。これは職員の減によりケアプラン作成等の減少が主な要因でございます。

6項特別利益は、過年度損益修正益の473万4,000円の増額でございます。

資本的収入及び支出の説明を行います。

5ページを開いてください。

(資本的収入及び支出)

1款資本的収入、1項出資金は一般会計出資金を36万9,000円減額するものでございます。

資本的支出はございません。

以上で、議案第28号「令和5年度和水町病院事業会計補正予算（第5号）」についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 日程第31 議案第29号「令和6年度和水町一般会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第29号「令和6年度和水町一般会計予算」について、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和6年度和水町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ89億8,454万4,000円と定める。

2項歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

（債務負担行為）

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

（地方債）

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

（一時借入金）

第4条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借入額の最高額は9億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条、地方自治法第220条、第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

それでは、当初予算の概要を説明します。

まず、当初予算の昨年度との比較については、8ページ、9ページを御覧ください。

款ごとに昨年度と比較しその増減額が記載をしております。

令和6年度当初予算につきましては、総額で89億8,454万4,000円とし、対前年度比で8億723万3,000円、9.9%の増となっています。

まず、歳入について説明いたします。

8ページを御覧ください。

まず1番目の自主財源となります。

1款町税、本年度予算額が9億1,929万3,000円で、対前年度比785万3,000円の減となっております。令和元年度から令和4年度までの決算額の平均値等を参考に見込んだ結果、定額減税による住民税の減収や販売本数の減少に伴い、町たばこ税は減収の見込みとなっておりますが、定住

促進や企業誘致等によりまして、家屋や償却資産の増により固定資産税については増額計上としております。

11款地方交付税、本年度予算額は30億4,000万円とし、対前年度比1億6,000万円の減額計上しています。今年度の状況や国の方針や国から提供された資料を基に見込額を計上しています。

17款財産収入は、土地売却収入としまして旧内田工業団地の売却候補先が決定しましたので、収入の見込額を計上しています。

18款寄附金は、ふるさと納税の今年度の受入目標を8億円とし、1億円の増額計上しています。

19款繰入金は、財政調整基金繰入、また、合併振興基金の繰入れを増額し、総額では4億444万9,000円増額をしております。

続きまして、22款町債につきましては、前年比3億3,240万円の増としております。これは和水町体育館空調整備や小学校体育館空調整備事業等に活用することとしております。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出の御説明をいたします。

まず、34ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費を、前年比3,542万5,000円、72.8%の増額を計上しております。

主な内容につきましては、36ページを御覧ください。

14節工事請負費として、旧津田駐在所、旧春富教職員住宅の解体工事等1,995万2,000円計上しています。

同じく36ページの6目企画費、こちらが前年比で1億3,815万9,000円、16%増額をしております。ふるさと応援寄附金の1億円増収に伴う返礼品や配送品の増額。

それと、38ページを御覧ください。

委託料に計上しております令和6年度の新規事業の町のブランド価値を高めるための施策としまして取り組む地域ブランディング委託料1,691万8,000円を計上しています。

続きまして、51ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、14節工事請負費に、福祉センターエレベーター耐震改修工事費1,744万4,000円を計上しております。耐用年数経過に伴い現在、使用を中止しているエレベーターを改修し、福祉活動の拠点である福祉センターの活動を充実させるものとなっております。

続きまして、73ページを御覧ください。

6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費を前年比1億1,071万4,000円増額します。

これにつきましては、次の74ページを御覧ください。

14節工事請負費としまして、大雨時の災害対策としまして排水施設整備事業工事費に6,000万円、菊水西排水機場ポンプ更新事業費5,214万円を計上しております。

続きまして、76ページを御覧ください。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費を、前年比2,524万5,000円、33.6%増額をしております。

ます。

内容につきましては、77ページを御覧ください。

18節負担金補助及び交付金に、新規事業としまして和水町産業用地造成補助金2,000万円を計上しています。

続きまして、78ページを御覧ください。

3目観光費を、前年比1億133万8,000円、増額します

主な内容につきましては、80ページを御覧ください。

14節工事請負費に、観光施設公園施設整備工事として5,500万円を計上しています。

続きまして、93ページを御覧ください。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費を、前年比2億2,322万5,000円増額します。

主な内容につきましては、95ページを御覧ください。

14節工事請負費に、三加和小屋内運動場空調整備工事費、体育館の空調整備としまして9,292万8,000円、菊水小屋内運動場空調整備工事費、体育館の空調整備につきましては1億1,616万円計上しています。

続きまして、107ページを御覧ください。

10款教育費、5項保健体育費、2目体育施設費を前年比4,949万円増額します。

主な内容につきましては、108ページを御覧ください。

14節工事請負費に、町体育館アリーナ空調設置工事費を2億8,018万4,000円計上しています。

以上で、歳出の説明を終わります。

続いて、6ページを御覧ください。

第2表債務負担行為の説明をいたします。

土地評価に係る標準値の鑑定評価を行うため、固定資産土地評価（標準地評価）業務委託料、期間は令和7年度から令和8年度まで、限度額519万2,000円。

次に、令和9年度の土地の評価替えに向けた宅地・雑種地の評価見直しを行うため、固定資産土地評価等業務委託料、期間は同じく令和7年度から令和8年度まで、限度額は1,563万円の2件を債務負担行為で計上しております。

次に、7ページを御覧ください。

第3表地方債の説明をいたします。

公共施設除去事業等24事業につきまして総額12億8,790万円を限度額として、地方債を充当することとしています。

以上で、議案第29号「令和6年度和水町一般会計予算」の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第32 議案第30号 令和6年度和水町国民健康保険事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第32 議案第30号「令和6年度和水町国民健康保険事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民環境課長 中原君

○住民環境課長（中原寿郎君） ただいま議題となりました議案第30号「令和6年度和水町国民健康保険事業会計予算」について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面をお開きください。

令和6年度和水町の国民健康保険事業会計の予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億1,618万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

（歳出予算の流用）

第2条、地方自治法第220条、第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項間の流用と定める。

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳入の主な科目から御説明いたします。

5ページをお願いします。

1款国民健康保険税、1項、1目一般被保険者国民健康保険税は被保険者数の減少などに伴いまして、前年度と比較して260万1,000円減の2億2,311万3,000円を計上しております。

6ページをお願いします。

4款県支出金、2項、1目保険給付費等交付金につきましては、前年度と比較して2,689万6,000円減の9億7,974万2,000円を計上しています。

内訳ですが、療養給付費に対して交付されます普通交付金が9億2,460万1,000円、それから地域の実情ですとか医療費の適正化などを目的に交付されます特別交付金が5,499万1,000円、新型コロナ対策の傷病手当金分として15万円を見込んでおります。

6款繰入金、1項、1目一般会計繰入金は保険基盤安定出産育児一時金、財政安定化支援事業及び事務費等に係るもので、法に定める基準に基づき1億1,231万7,000円を計上しております。

次に、歳出の主な科目を御説明します。

9ページをお願いします。

1款総務費、1項、1目一般管理費は、職員の人件費や事務経費として1,152万6,000円を計上しています。

また、2目に連合会負担金につきましては112万6,000円を計上しております。

10ページをお願いします。

1款総務費、2項、1目の賦課徴収費としまして101万4,000円を計上しています。税務課所管の賦課徴収に要する経費でございます。

次に10ページから11ページです。

2款保険給付費、1項療養諸費の合計で7億9,690万7,000円を計上しております。これは一般

被保険者の医療費に係る公費負担分及びレセプト審査に要する経費でございまして、国保連合会に支払う予算となります。特に、療育給付費に関しましては、1人当たりの医療費の伸びが顕著でありますので、前年比1,000万円を増額しております。

2款、2項高額療養費でございしますが、合計で1億3,010万円を計上しています。国保の被保険者の方が医療行為を受けられたときに、医療機関の窓口で支払う負担額が限度額を超える分をお支払いするものでございます。

12ページをお願いします。

2款、4項、1目出産育児一時金は500万円を計上しています。1件当たり50万円を交付するもので、10件の出生を見込んでおります。

3款国民健康保険事業費納付金、1項、1目の一般被保険者分として医療費給付分と後期高齢者支援金等分、それから介護納付金分の合計で3億1,409万円を計上しております。県に支払う納付金でございしますが、県の算定額を納付する必要があるでございます。

13ページを御覧ください。

4款保険事業費、1項、1目特定健康診査等事業費ですが、特定健診、人間ドック、保健指導に係る費用として2,463万5,000円を計上しています。令和6年度につきましては健康管理システムの改修を要するため増額となっております。

4款、2項、2目疾病予防費につきましては1,629万1,000円を計上しておりますが、特定健診、特定保健指導などに係る会計年度任用職員の人件費ですとか事務費、それから39歳以下の人間ドックの委託料などを計上しております。

14ページをお願いいたします。

一番下にございます7款諸支出金、3項、2目直営診療施設の勘定繰出金につきましては、調整交付金の対象となる町立病院への繰出金1,071万8,000円を計上しております。町立病院の救急患者受入体制事業それから保険事業、直進施設の整備事業などが対象になるものでございます。

以上で、議案第30号「令和6年度和水町国民健康保険事業会計予算について」提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第33 議案第31号 令和6年度和水町介護保険事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第33 議案第31号「令和6年度和水町介護保険事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長 前田君

○福祉課長（前田洋子君） 議案31号「令和6年度和水町介護保険事業会計予算」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和6年度永見町の介護保険事業会計の予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億6,890万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

(歳出予算の流用)

第2条、地方自治法第220条、第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号、介護給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳出から御説明いたします。

9ページを御覧ください。

1款総務費、3項総務管理費、1目一般管理費は3,401万3,000円で、職員3名と、認定調査員3名の人件費となっております。

10ページを御覧ください。

1款総務費、3項介護認定審査会費、2目認定審査会負担金、前年度予算が597万5,000円に對しまして、本年度710万3,000円と112万8,000円の増額となっております。これは一部事務組合への介護経費負担金で、令和7年度からのシステム変更に係る経費が増額となっております。

11ページを御覧ください。

2款介護給付費、1項介護サービス費等諸費12億1,915万円となっております。これは要介護1から5の認定者の給付費で、主なものは5目施設介護サービス給付費5億6100万円、1目在宅介護サービス費4億8,680万円となっております。

同じく2款介護給付費、2項介護予防サービス諸費4,500万1,000円で、これは要支援1、2の認定者の給付費となっております。

次に、13ページを御覧ください。

4款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費3,222万円で、これは介護予防事業のデイサービスやヘルパーの訪問介護事業となります。

続きまして、歳入を申し上げます。

5ページを御覧ください。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料が本年度予算額2億2,941万1,000円となっております。

次に3款国庫支出金から、6ページの5款の県支出金までの国県支払基金調整交付金の歳入は、介護保険制度の負担率に合わせた予算を計上いたしております。

7ページを御覧ください。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金から、3目地域支援事業費繰入金、包括的支援事業任意事業は介護保険制度に基づく町の負担額に合わせて計上いたしております。

令和6年度予算額は合計で1億7,847万円でございます。

同じく4目その他の一般会計繰入金は、職員等の人件費や事務費等で本年度予算額4,523万

3,000円となっております。

最後に、8款、1項、1目繰入金が1,449万6,000円となっております。これは歳入の財源調整となっております。

以上で、議案第31号「令和6年度和水町介護保険事業会計予算」の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

日程第34 議案第32号 令和6年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第34 議案第32号「令和6年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 前渕君

○特養施設長（前渕康彦君） 議案第32号「令和6年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算」について、提案理由の説明を申し上げます。

予算書の裏面を御覧ください。

令和6年度和水町の特別養護老人ホーム事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億4,821万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

（債務負担行為）

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

（地方債）

第3条、地方自治法第230条、第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳出から、主なものについて御説明を申し上げます。

予算書の9ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は4億360万1,000円で、前年度比1,757万6,000円の増です。

内訳の主なものとして、1節報酬では、事務職や看護師の会計年度任用職員等の報酬が1,038万1,000円、2節の給料は、一般職と介護士等の会計年度任用職員を併せて1億3,546万3,000円、3節の職員手当等は1億730万2,000円、4節の共済費は4,688万2,000円で、一般管理費の人件費は、合計で3億2万8,000円となります。また、11節の役務費では、職員派遣・紹介手数料として1,656万円を、12節の委託料では、給食業務委託料として5,096万8,000円を、17節の備品購入費では、車椅子の購入や公用車用のドライブレコーダーの購入費として248万4,000円を計上して

います。

次に、2目施設管理費は2億705万1,000円で、前年度比6,155万4,000円の増です。施設のランニングコストとして、燃料費447万9,000円、光熱水費1,370万4,000円、修繕料200万円、火災共済21万1,000円、施設管理委託495万2,000円、下水道使用料61万2,000円などを計上するとともに、きくすい荘建替えのための造成工事費として、14節工事請負費に1億8,000万円を計上しています。

次に、2款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、1目居宅サービス事業費は、デイサービスセンターの事業費となりますが、一般職員や会計年度任用職員の給料、職員手当、共済費等の人件費と、燃料費や光熱水費等の維持管理経費として、前年度比462万9,000円増の3,468万5,000円を計上しております。

次に、歳入について御説明申し上げます。

予算書の7ページを御覧ください。

主なものについてのみ御説明を申し上げます。

まず、1款サービス収入、1項介護給付費、1目施設介護サービス費収入として、前年度比1,773万6,000円増の2億6,899万2,000円、居宅介護サービス費収入として前年度比254万6,000円増の2,274万2,000円を計上しております。

次に、同じく1款、2項自己負担金、1目施設介護自己負担金収入として、前年度比110万4,000円増の6,162万1,000円、2項居宅介護自己負担金収入として25万2,000円減の422万4,000円を計上しております。

次に、8ページです。

8款繰入金、1項、1目一般会計繰入金として、前年度比162万8,000円増の1億817万3,000円を計上しております。

次に、10款、1項の町債、1目施設整備債として1億8,000万円を計上しています。内訳は、介護サービス事業債と過疎対策事業債が半々の9,000万円ずつとなっています。

次に、予算書の3ページを御覧ください。

(債務負担行為)

令和7年度から令和8年度までの期間の給食業務委託に、限度額1億1,404万5,000円を計上しております。

続きまして、予算書の4ページを御覧ください。

歳入の10款で御説明申し上げました地方債ですが、施設整備事業として限度額1億8,000万円、利率3.0%以内ということで、計上しております。

なお、本案につきましては、先に開催されました病院特養運営審議会において了承されておりますことを申し添えます。

以上で、議案第32号「令和6年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算」についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第35 議案第33号 令和6年度 和水町春富財産区特別会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第35、議案第33号「令和6年度和水町春富財産区特別会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域振興課長 野田君

○地域振興課長（野田敏治君） ただいま議題となっております議案第33号「令和6年度和水町春富財産区特別会計予算」について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和6年度和水町春富財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ93万円と定める。

第2項歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

それでは、歳入から御説明します。

5ページを御覧ください。

2款1項1目繰越金、本年度予算額は92万8,000円で、対前年度比2万2,000円の減額となっております。

続いて、歳出について御説明します。

6ページを御覧ください。

1款1項1目財産区管理委員会費、本年度予算額は15万9,000円で、管理会の運営に係る報酬費用弁償等でございます。

2目財産管理費、本年度予算額は3万5,000円で、管理作業に伴う作業員報償費、燃料費、労災保険料等でございます。

2款、1項、1目予備費、本年度予算額は73万6,000円で、対前年度比10万6,000円の減額となっております。

以上で、議案第33号「令和6年度和水町有富財産区特別会計予算」についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第36 議案第34号 令和6年度 和水町後期高齢者医療事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第36 議案第34号「令和6年度和水町後期高齢者医療事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民環境課長 中原君

○住民環境課長（中原寿郎君） ただいま議題となりました議案第34号「令和6年度和水町後期高齢者医療事業会計予算」について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和6年度和水町後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億537万3,000円と定める。

第2項歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

歳入の主な科目から御説明します。

5ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項、1目特別徴収分と2目普通徴収分を合わせまして、合計で1億3,095万円を見込んでおります。これは広域連合からの算定額を計上しております。団塊の世代が後期高齢者に移行されておりまして被保険者数の増加ですとか保険料の見直しによりまして1,567万6,000円の増額となっております。

4款繰入金、1項、1目事務費繰入金でございますが821万円を計上しております。2目保険基盤安定繰入金でございますが、保険料軽減の補填として県が4分の3、町が4分の1を負担するもので、広域連合からの試算に基づき6,493万5,000円を計上しております。

5款、1項、1目繰越金は100万円を計上しております。後ほど歳出で御説明いたしますが、消費税申告に伴う計上でございます。

6ページをお願いいたします。

中ほどにございます6款諸収入の後期高齢者医療広域連合受託事業収入につきましては、令和5年度まで保険と介護予防の一体的実施事業と検診事業を広域連合からの受託事業として実施しておりました。令和6年度からは、一般会計での受託事業として実施するため廃項となります。

次に、歳出の主な科目を御説明します。

7ページをお願いします。

1款総務費、1項、1目の一般管理費は、職員の人件費及び事務経費として737万3,000円を計上しており、前年比で585万5,000円の減額です。減額の要因としましては、これまで保険と介護予防の一体的実施事業に従事する職員の人件費が含まれておりました。歳入で御説明しましたとおり事業を一般会計に移行したことによる減額でございます。

また、26節公課費100万円を新たに追加しています。令和5年分の消費税の納付に伴う予算でございますが、広域連合からの受託事業収入につきましては、特別会計で実施した場合、申告の義務が発生するので、予算措置を行っております。

1款、2項、1目徴収費につきましては保険料徴収に係る事務費でございますが48万5,000円を計上しております。

8ページをお願いします。

2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金ですが保険料と一般会計から繰り入れます保険基盤安定負担金をそのまま広域連合に納付するというもので1億9,588万6,000円を計上しております。

以上で、議案第34号「令和6年度和水町後期高齢者医療事業会計予算」について、提案理由の

説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第37 議案第35号 令和6年度 和水町簡易水道事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第37 議案第35号「令和6年度和水町簡易水道事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第35号「令和6年度和水町簡易水道事業会計予算」についての提案理由の説明をいたします。

1 ページを御覧ください。

（総則）

第1条、令和6年度和水町簡易水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

第1号、給水戸数548戸。

第2号、年間総給水量13万1,000立米。

第3号、1日平均給水量359立米を見込んでおります。

第4号、主要な建設改良事業。

ア、配水管整備事業として江田四つ角近辺の馬場排水管の更新工事など6,470万5,000円を予定しております。

イ、施設整備事業として、集水ポンプ取替や水位計の取替えなど、修繕料126万6,000円を予定しております。

（収益的収入及び支出）

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

（収入）

第1款簡易水道事業収益7,951万1,000円。

（支出）

第1款簡易水道事業費用7,701万7,000円を計上しております。

（資本的収入及び支出）

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,069万8,000円は、過年度損益勘定留保資金等1,069万8,000円で補填するものとする。

こちらが建設工事関係項目となります。

（収入）

第1款資本的収入7,513万2,000円。

2 ページになります。

(支出)

第1款資本的支出8,583万円となり、収入の不足額1,069万8,000円、こちらを損益勘定留保資金で補填するものとしております。

(企業債)

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり定める。

簡易水道建設事業として4,540万円を限度額としております。

(一時借入金)

第6条、一時借入金の限度額は6,900万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、営業費用と営業外費用。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与で864万5,000円としております。

(他会計からの補助金)

第9条、簡易水道事業運営のための一般会計からこの会計補助を受ける金額は5,789万8,000円である。

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

簡易水道事業会計の予算の実施計画書となります。

次の5ページから8ページです。

こちらは収益的収入及び支出についての予算額となっています。

9ページから11ページは、資本的収入及び支出についての予算額です。

12ページ13ページは、こちらは予定キャッシュフロー計算書になります。年間の業務活動、投資活動、財務活動、それぞれの金額の動きを示したものです。

14ページから17ページは、給与明細書です。

18ページから20ページは、令和6年度の簡易水道事業の年度末の財政状況を想定した予定貸借対照表となります。18ページの右下に5億2,005万8,000円の合計資産額としております。

21ページから24ページは、令和5年度中に1年間の事業活動を行った上での、令和6年3月31日現在の決算見込みを行った予定貸借者対照表となります。予定としましては22ページの右下に、4億7,158万6,000円の予定資産、合計資産を見込んでおります。

続きまして、25ページから31ページは、収益的収入及び支出についての予算説明となります。

32ページ33ページまでを資本的収入及び支出予算説明として、建設事業関係予算を計上しております。

今年度の主な事業といたしましては、33ページ中段でございます。

22節修繕料126万,6000円、先ほど申しましたけれども、馬場簡易水道施設の照明器具更新とし

てＬＥＤ照明に変更する工事、それと25節の工事請負費6,121万円の江田四つ角改良に伴う馬場の配水管の更新事業となっております。

以上で、議案第35号「和水町簡易水道事業会計予算」についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第38 議案第36号 令和6年度和水町下水道事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第38 議案第36号「令和6年度和水町下水道事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第36号「令和6年度和水町下水道事業会計予算」についての提案理由の説明をいたします。

予算書の差し替えを行っております。大変申し訳ございませんでした。

1 ページを御覧ください。

（総則）

第1条、令和6年度和水町下水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

第1項特定環境保全公共下水道事業分です。

第1号、処理区域人口1,555人。

第2号、計画処理能力800立米日量。

第3号、1日総処理水量396立米。

第4号、年間総処理水量14万2,722立米を見込んでおります。

第5号、主要な建設改良事業

ア、施設改修事業として浄化センターのＬＥＤ照明器具取替工事363万円を予定しております。

第2項特定地域生活排水処理事業です。

第1号、処理区域内人口7,657名。

第2号、当該年度の予定設置基数28基。

第3号、主要な建設改良事業

ア、浄化槽設置事業として4,228万6,000円を予定しております。

（収益的収入及び支出）

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

（収入）

第1款下水道事業収益 2億745万5,000円。

（支出）

第1款下水道事業費用 2億592万9,000円を計上しております。

2 ページになります。

(資本的収入及び支出)

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,594万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金等2,594万4,000円で補填するものとする。

こちらから建設事業となります。

(収入)

第1款資本的収入8,105万7,000円。

(支出)

第1款資本的支出1億700万1,000円となり、不足分2,594万4,000円を損益勘定留保資金で補填するものとしております。

(企業債)

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

下水道建設事業として3,780万円を限度額としております。

(一時借入金)

第6条、一時借入金の限度額は7,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費は金額の流用)

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、営業費用と営業外費用。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならない。

第1号、職員給与費596万8,000円としております。

(他会計からの補助金)

第9条、下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は7,310万1,000円である。

第1号、特定環境保全公共下水道事業3,627万9,000円。

第2号、特定地域生活排水処理事業3,682万2,000円。

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

令和6年度下水道事業の予算実施計画書となります。

6ページから9ページが収益的収入及び支出についての予算書。

10ページから13ページが資本的収入及び支出についての予算額となります。

14ページ15ページは、予定キャッシュフロー計算書になります。年間の業務、投資活動、財務活動それぞれの金額の動きを示しております。

16ページから20ページは、給与明細。

21ページから24ページは、令和6年度下水道事業の年度末の財政状況を想定した予定貸借対照

表となります。

22ページの右上に、17億9,895万6,000円、こちらが合計資産額として予定をしております。

25ページから30ページまでが、令和5年度中に1年間の事業活動を行った上での、令和6年3月31日現在の決算見込みを行った予定貸借表となります。

予定としましては、28ページ右上で18億517万7,000円の予定合計資産額を見込んでおります。

続きまして、31ページから38ページまでは、収益的収入及び支出についての予算説明書。

39ページから42ページまでは、資本的収入及び支出の予算説明として計上いたしております。

今年度の主な事業としましては、36ページ下段でございます。

20節委託料、長寿命化計画、ストックマネジメント計画など4,325万2,000円。

41ページです。

1項建設改良費、1目下水道事業建設改良費、25節工事請負費で新規加入管路の取付け、浄化センターのLED取付工事など623万円、2目生活排水処理建設改良費の事業では28基の浄化槽の設置費用として4,408万6,000円を計上しております。

以上で、議案第36号「和水町下水道事業会計補正予算」の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第39 議案第37号 令和6年度和水町病院事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第39 議案第37号「令和6年度和水町病院事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 高木君

○病院事務部長（高木浩昭君） ただいま議題となりました議案第37号「令和6年度和水町病院事業会計予算」について、提案理由の説明を行います。

1ページを御覧ください。

（総則）

第1条、令和6年度、和水町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

第1号、病床数、一般49床、療養42床、計91床。

第2号、年間入院患者延べ数1万9,893人、1日平均入院患者数55人。

第3号、年間外来患者延べ数2万4,008人、1日平均外来患者数99人。

第4号、主要な建設改良事業資産購入費5,220万4,000円、施設費1億4,769万9,000円。

（収益的収入及び支出）

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。

収入支出ともに11億116万5,000円を計上しています。前年度の当初予算に比べますと、5,020万2,000円の増額となっております。

続きまして、2 ページを御覧ください。

(資本的収入及び支出)

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,759万8,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。

(資本的収入) 2億2,263万8,000円。

(資本的支出) 2億6,023万6,000円。

(企業債)

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり定める。

(起債の目的) 医療費、整備事業施設整備事業、限度額1億3,900万円。

(起債の方法) 償還借入利率3.0%以内。

(償還の方法) 借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により、繰上償還または低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条、一時借入金の限度額は5,000万円とする。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとする。

第1号、収益的支出における各項間の流用。

第2号、資本的支出における各項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費6億8,950万5,000円。

第2号、公債費43万円。

(棚卸資産の購入限度額)

第9条、棚卸資産の購入限度額は8,383万8,000円と定める。

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

なお、次のページ、4ページから7ページには、令和6年度和水町病院事業会計予算実施計画書、収益的収入及び支出についてつけております。

8ページと9ページは、資本的収入及び支出についての資料です。

10ページと11ページは、予定キャッシュフロー計算書になります。年間の業務活動、投資活動、財務活動、それぞれのお金の動きを示したものです。

12ページから21ページは、給与費明細書になります。

22ページと23ページは、令和6年度予算執行後の令和7年3月31日での財産の状況を想定した予定貸借対照表となります。

それから24ページと25ページが、令和5年度1年間の営業活動を行った上での、令和6年3月

31日現在での決算見込みを行った予定損益計算書で、令和5年度の決算として、7,220万2,000円の純利益を見込んでいます。25ページの下から3段目になります。

次に26ページと27ページが、令和5年度末現在の財産の状況を想定した予定貸借対照表として、それぞれ計上しております。

続きまして、28ページから36ページは、収益的収入及び支出について。

予算説明書37ページから38ページまでを資本的収入及び支出の予算明細書として計上しております。

以上で、議案第37号「令和6年度、和水町病院事業会計予算」について提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） お諮りします。

議案第29号「令和6年度和水町一般会計予算」から議案第37号「令和6年度和水町病院事業会計予算」までの審査については、委員会の審査にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号から議案第37号までの審査については、委員会の審査にすることに決定いたしました。

日程第40 議案第38号 和水町行政不服審査会条例の廃止について

○議長（高木洋一郎君） 日程第40 議案第38号「和水町行政不服審査会条例の廃止について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第38号について、提案理由の説明をいたします。

和水町行政不服審査会条例の廃止について、和水町行政不服審査会条例を廃止する条例を次のように定める。

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

和水町行政不服審査会条例、平成28年和水町条例第4号は廃止する。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由につきましては、熊本広域行政不服審査会に加入することに伴い、既存の和水町行政不服審査会を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第41 議案第39号 熊本広域行政不服審査会の共同設置について

○議長（高木洋一郎君） 日程第41 議案第39号「熊本広域行政不服審査会の共同設置について」

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第39号「熊本広域行政不服審査会の共同設置について」提案理由の説明をいたします。

地方自治法第252条の7、第1項の規定により、令和6年4月1日から、行政不服審査法第81条第1項の機関として、熊本広域行政不服審査会を熊本市、玉名市、山鹿市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、南関町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村と共同して設置するため、協議により別紙のとおり規約を定める。

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

提案理由を説明いたします。

熊本広域行政不服審査会の共同設置について、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

この議案は、先ほど廃止を上程しました和水町行政不服審査会条例の廃止に伴い、熊本広域行政不服審査会に加入するものとなります。

この広域審査会の構成市町村は、熊本市を事務としまして、熊本市をはじめ14市町が現在、入っております。

今回、玉名市、南関町、和水町が新規加入することとなります。

附属機関の共同設置になることから、議会の議決を経る必要があるため、別紙のとおり必要事項を記載した規約を定めて、今回、提案をしております。

新規加入の1市2町をはじめ、全ての関係機関で3月定例会に上程しまして、審議をする予定となっております。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第42 議案第40号 指定管理者の指定について（和水町放課後児童クラブ施設）

○議長（高木洋一郎君） 日程第42 議案第40号「指定管理者の指定について（和水町放課後児童クラブ施設）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） ただいま議題となりました議案第40号「指定管理者の指定について（和水町放課後児童クラブ施設）」について、提案理由の説明を申し上げます。

和水町放課後児童クラブ施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸 でございます。

1. 管理を行わせる公の施設の名称

和水町放課後児童クラブ施設

2. 指定管理者となる団体

熊本県玉名郡和水町上板楠397番地 一般社団法人 S E P 代表理事 佐藤祐介

3. 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

次に、提案理由を申し上げます。

和水町放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例、第15条第1項の規定に基づき、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

なお、指定管理候補者の選考については、令和6年1月23日に指定管理候補者選定審議会を開催し、指定管理者として適当であると判断されたものでございます。

以上で、議案第40号「指定管理者の指定について（和水町放課後児童クラブ施設）」の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第43 議案第41号 工事請負変更契約の締結について

○議長（高木洋一郎君） 日程第43 議案第41号「工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第41号「工事請負変更契約の締結について」の提案理由の説明をいたします。

令和5年度9月11日に議会の議決を経た工事請負契約について、下記のとおり変更契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

1. 工事名

防災安全交付金改築、町道岩線道路改良工事、志源寺3工区です。

2. 工事場所

和水町岩地内

3. 変更前の契約金額

5,289万9,000円税込です。変更後の契約金額5,518万4,146円、税込です。

変更増金額228万5,146円税込です。

4. 契約の相手方

熊本県玉名郡和水町東吉地1145番地 株式会社大昭建設 代表取締役 高木 繁です。

提案理由としまして、令和5年度9月11日に、請負契約を締結した防災安全交付金、改築、町

道岩線改良工事、志源寺3工区について、変更設計による請負金額の変更を行うため、地方自治法第96条第1項、第5号及び和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求める。

これが、議案を提出する理由である。

この町道岩線の改良工事3工区につきましては延長126.1メートルの範囲において、令和5年9月から令和6年3月までを工期としまして、和水町と山鹿市の市町境に位置する岩線の志源寺工区の道路拡幅工事を行っております。

また、県河川岩村川の農業取水口を利用して道路拡幅を行い、大型ブロック擁壁を設置した工事となっております。

今回、この工事の変更については、残土処分、大型土のうの追加、交通誘導員の増加変更が生じたことにより、契約金が5,518万4,146円の変更をいたしております。

この岩線の道路改良工事全体工事といたしましては、令和6年6月末に完了するように現在、進めているところです。

以上で、議案第41号「工事請負変更契約の締結について」の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第44 議案第42号 町道の路線廃止について

○議長（高木洋一郎君） 日程第44 議案第42号「町道の路線廃止について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第42号「町道の路線廃止について」提案理由の説明をいたします。

道路法第10条第1項の規定により、別紙のとおり町道の路線を廃止することとする。

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

提案理由としましては、町道の路線廃止につきましては、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、今回、提案しております。

次のページを御覧ください。

令和7年度末に完成予定の菰田橋の架替えに際しまして、完成後、旧菰田橋が、令和9年度末に解体される予定です。

今回、提案しました理由は、菰田橋は県道玉名立花線、和仁菊水線の路線となっており、工事完了前に県との確約書がということですので提案しております。

該当路線は、新菰田橋建設予定地付近の右岸側、新菰田橋への進入路線と重なることとなります。終点にアクセスするために起点位置が変更となりますので、今までの区間の道路共用を廃止し、新しい区間で認定し直す必要があります。

路線番号は419番、路線名は菰田セツ線です。起点は和水町下津原字セツ55番2地先から終点は

和水町下津原字セツ49番2地先までとなり、道路延長は100メートルです。

以上で、議案第42号「町道の路線廃止について」の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第45 議案第43号 町道の路線認定について

○議長（高木洋一郎君） 日程第45、議案第43号「町道の路線認定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第43号「町道の路線認定について」提案理由の説明をいたします。

道路法第8条第1項の規定により、別紙のとおり町道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

令和6年3月6日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

提案理由としまして、町道の路線認定につきましては道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がありますので、今回、提案しております。

次ページを御覧ください。

認定し直す路線です。

路線番号419番、路線名は菰田セツ線です。起点は和水町下津原字セツ50番3地先から終点は和水町下津原字セツ49番2地先までとなり、道路延長は82メートルです。

次に、新規認定となります。

路線番号434番です。この路線は、菰田橋の左岸側、下津原農協跡地前の県道となります。この県道が新菰田橋となるために、旧菰田橋が解体されることとなります。その後に町道に移管されることとなります。

路線名は、旧菰田橋線です。起点は和水町下津原字宮原2872番1地先から、終点は和水町下津原字2826番1地先までとなり、道路延長は78メートルです。

路線廃止議案で御説明いたしましたとおり、菰田橋の架替えに伴い、旧菰田橋が解体されます。起点位置が変わり新しい空間で認定し直す路線と路線番号434番の新規認定路線となっております。

以上で、議案第43号「町道の路線認定について」の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第46 議案第44号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

○議長（高木洋一郎君） 日程第46、議案第44号「定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長 坂口君

○まちづくり課長（坂口圭介君） ただいま議題となりまし議案第44号「定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について」提案理由の説明をいたします。

定住自立圏構想推進要綱に基づき、山鹿市との間において定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を別紙のとおり締結することについて、地方自治法第96条第2項の規定による和水町議会の議決すべき事件に関する条例の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月6日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

内容を御説明いたします。

平成30年6月21日付で山鹿市と締結した定住自立圏形成協定は、第1条（目的）から、第7条の（疑義の解決）で構成されています。

今回は、第2次の山鹿市・和水町定住自立圏共生ビジョン策定に伴い、協定書の第3条（連携する政策分野等）に記載されている、別表第1から別表第3までを、第2次の共生ビジョンに合わせて変更するものです。

まず、1ページ目から3ページ目上段にかけての別表第1でございます。

「生活機能の強化に係る政策分野」として10の取組事項。

次に、3ページ目中段から4ページ目上段にかけての別表第2「結びつきやネットワークの強化に係る政策分野」として4つの取組事項。

最後に、4ページ目中段からの別表第3「圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野」として2つの取組事項。

以上、合計16の取組事項を推進してまいります。

この16の取組事項につきましては、第1次の取組事項と比較いたしまして、2つ減少したことになります。廃止された取組事項もありますが、複数の取組事項を集約化したものや新たな取組事項も取り入れており、連携を充実・強化させた内容となっております。

今回の協定の一部変更におきましては、山鹿市におかれましても3月議会定例会へ上程を行い、第2次の山鹿市・和水町定住自立圏共生ビジョンの策定を進めているところでございます。

以上で、議案第44号「定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について」の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第47 陳情等の委員会付託等について

○議長（高木洋一郎君） 日程第47「陳情等の委員会付託等について」については、お手元に配りました陳情等一覧表のとおり、配付及び所管の任委員会に付託しましたので報告をいたします。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日、明後日は、各常任委員会にて令和6年度当初予算審査になります。

一般質問は3月12日、13日、いずれも午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午後 2 時35分